

分類	意見 提出者	事前 意見	審査会 1回	追加 意見	審査会 2回	追加 意見2	審議事 項関連 ※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	竹中委員	○						計画されている地域は、自然豊かな森林域であるが、他に候補地はなかったのか、なぜ六厩地区が選定されたのか、背景となる情報が欲しい。	当該地への設置理由ですが、まず廃棄物に携わる企業として、最終処分場の必要性を強く認識し、将来の廃棄物処理の未来を考え設置を計画いたしました。次に東海北陸自動車道ICに近く、国道158号線沿いであり、本社及び取引先からのアクセスも良く、交通の便に優れています。また、富山県内での候補地を数十か所検討しましたが、いずれも条件に合致しませんでした。当該地は、土地利用計画や自然環境保全及び防災面等に関する法規制が全くない土地であったこと、地権者の方に最終処分場の必要性と当該地建設に対するご理解をいただいたことが設置理由でございます。（9/12見解）	<p>本事業は、標高1000mを超える有数の寒冷地である岐阜県高山市六厩地域内の自然豊かな森林域において、40.6haの土地開発を行い、新たに約10.6haの産業廃棄物最終処分場を建設しようとする事業である。</p> <p>28年の長期にわたり、高さ約115mの廃棄物の埋立てや盛土が計画されているものであり、本事業の計画地近隣には、別荘地等の住居や水道水源も存在しており、地域住民及び関係者（以下「地域住民等」という。）への環境影響が懸念される。</p> <p>また、地域住民等からは、事業者からの説明が十分に行われていないとの意見、近年頻発・激甚化している災害発生時の安全性や地域環境に関する不安の声が多く寄せられている。</p> <p>事業者においては、こうした点を踏まえ、以下の事項について十分検討したうえで、環境影響評価の手法において、調査、予測及び評価を適切に行うとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に反映されたい。</p> <p>なお、調査の結果、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、必要に応じて環境の保全の観点から事業の内容の見直しを検討されたい。</p>		
	林委員				○		2(5)	調べてみたら他の最終処分場の多くの場所は山地あるいは丘陵地で、今回のような高山帯ではなかった。少なくとも私が調べたところは、山地、丘陵地、そこを削って埋め立て地になっている。また、住宅など色々な観光地等との関係も地図上で見てみたが、ほとんどなく、人里離れた丘陵地であった。もちろん少し行けば街があるが、今回のようなすぐ下に住宅地がある、別荘地があるというようなところは、私が見たところではなかったが、その点はいかがか。	【修正後の事業者見解】 高緯度地域の同程度の高山地帯に同じような埋立形式の産業廃棄物管理型最終処分場は実在しています。又、分譲宅地開発地に隣接した施設も存在します。別荘地に隣接した土地であることは事実ですが、アセスによる調査評価を実施し影響がある場合は、対策を講じます。（10/30見解）			
	林委員							埋め立てられたところには堰堤がいっぱい作られているところですが、地図で見た限りはそこから下流側しばらくは住宅がない。今回の場合はすぐ真下に別荘がある。そういったところに、計画されたが、やはり別荘の人にとってみると、その辺り安心できる形で説明できるかどうか、設置場所についての事業者の見解は。	【修正後の事業者見解】 アセスによる調査評価を実施し影響がある場合は、対策を講じます。（10/30見解）			
	井上委員		○					飛騨は広大なのに、クリーンセンターを、なぜ県下一の寒冷地であり、白山ユネスコエコパークの移行地域にもなっている六厩に決めたその理由は何か。	ユネスコエコパークの意義は理解していますが、当該地は移行地域として指定され、人の活動・利用と再生を目指した区域とされています。人の活動による最終処分場から、終了後に自然林に移行することはこの目的に整合していると判断しています。又、開発に関しての公的規制の無い区域であるため、問題がないと考えております。（10/4見解）			
	伊藤（健）委員		○				2(5)	地元住民の方も大きなステークホルダーになるが、それに対する配慮というのが少し不足しているのではないかと。触れ合いの場と絡んでくるのかもしれないが、地元の人たちのインセンティブというのをもう少し明確に計画に盛り込んでいくことが必要ではないか。何か地元への配慮をもう少し明文化した方がよい。	当然地元の方とも、お話する場を持っていきたくて思っていますし、地域の方も含めてです。我々が、何ができていくというのは、やはりこれから検討していかないといけないとは思いますが、今委員がおっしゃったように、地元の方の集まれる場所といえればいいのか、それとも何をすればいいかというものをご意見いただきながら対応していきたいと思っています。（9/19見解）			
	高井委員		○				2(5)	当該施設のすぐ北には別荘地である「ケベックの森」が位置しており、南に延びた部分に隣接して、土捨て場が計画されている。このことについて「ケベックの森」や別荘の所有者の了解は得られているのか。	了解は得られておりません。令和6年8月に土砂災害レッドゾーンに指定されたが、既に基礎調査は終了し、事業計画書を提出しました。今後、廃掃法に従い設置許可を求める申請において他法令の許可を求めると、理解を得る努力をしてまいります。（9/12見解）			
	高井委員		○				2(5)	ケベックの森の南側に伸びている部分は、そこを取り巻くように覆土仮置き場が作られ、せっかく別荘に来たのに、周りに土砂が置いてあるような状況になり、触れ合い活動の場として別荘地所有者に影響があるが、地元への対応は考えているか。	これから話し合いはしていきたいと思っています。私たちは話し合いをする用意はございますので、皆様と話し合う場を設けていけたらなと思っています。（9/19見解）			

(リード)

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	神谷会長				○		2(6) 2(7)	最大限どう考えられるのかを検討することではないか。これまでの色々な見解、経験で、こんなモデルでいいはずだというよりも、この地域にとってどう理解していくかというところがまず前提にあって、あくまでモデル化なので、モデル化してシミュレーションしたものと実態との乖離をどうやって説明するか。周りに対してその出口から、何もなければ何もないというのは、あくまでシミュレーション上という話で、出る可能性も含めれば、ゼロでなければ周辺に対してしっかり利用状況を踏まえて、それぞれの、例えば地下水利用があるか、井戸があれば井戸の深度はどうであるか、そういった情報を踏まえて、もし仮に出た場合には周辺に対してこの程度の影響が考えられる、影響は極めて少ないのか、そういった判断があるのではないか。だから、事業区域内で閉じていってもしようがないのではないか。事業区域から出ないから問題ないという表現でいいのか。事業区域内の影響で事業区域の周りに対する影響を見ているので周りのことをしっかり説明しなければいけないのではないか。	【修正後の事業者見解】 当該地は、第四紀系の堆積岩や火山地域とは異なり、花崗岩類のみが分布するため水文地質学的な構造は複雑ではありません。花崗岩類がマサ化し、その部分を地下水が流れるものと考えられます。これまでの地質調査結果を踏まえると、懸念されているような地下水流れを規制する断層や深い深度のマサ化部などはなく、北側の六厩川と東西及び南側の尾根を一つの境界とした地下水流れで十分であると考えています。(10/30見解)	本事業計画地には、隣接して別荘地が存在し、排水処理施設の直下流には別荘地住民が利用する水源が存在するほか、周辺環境への配慮が特に必要な地域であることを踏まえ、事業実施に当たっては、法令等の規制基準の遵守はもとより、最大限の環境負荷の低減に取り組むこと。	I-1	総括的事項
	神谷会長				○	1(3) 2(1)	斜面の安定問題、色々な構造物の安定問題の中に記載されているが、凍上を予測されるのかということが分からなかったが、将来的に事後報告とか事業計画の段階なのかもしれないが、地盤の安定問題の中で凍上を考慮した問題として入れているのかどうか気になっている。	【修正後の事業者見解】 盛土の安定に関しては、凍上の基準が特に存在しておりませんが、今後、設置許可の時点で専門家の意見を頂きながら検討いたします。但し、切土勾配に関しては北海道開発局の凍結融解を伴う切土勾配基準(北海道開発局道路設計要領)を参考に検討しております。(10/30見解)				
	神谷会長				○	1(3) 2(1)	凍上対策は入れた方がよいと思う。色々な指針やマニュアルに従って対応することは理解するが、地域にとってやるべきことをプラスアルファで考えなければいけないのではないかと思います。					
	佐野委員				○		審議関連事項の「2地域特性」について、「(2) 山地、谷間地形であることによる影響について」という項目と、「(5) 事業予定地近隣に別荘地が存在」という項目がある。 この地域は別荘地があるということで、恐らく自然環境が豊かな地域なのだろうと想像し、音風景的に価値がある地域ではないかと思っている。 通常、環境アセスで一般的に騒音を評価する場合は、環境基準値を満足しているか、満足していないかという視点で目標値を設定されることがあるが、今回の場合は、音風景的にも価値があるような地域で、別荘地もあるということなので、環境基準の中には、現況非悪化という文言も入っているの、環境基準値だけではなくて、環境基準の現況をなるべく悪化させないような配慮が必要である。(再掲)	環境基準だけでなくということについては、今後、騒音の予測をした上で、どの様な環境保全措置が可能なのかということを考えて、極力実行可能な範囲で騒音は抑えていきたいと現状考えています。(10/10見解)				
	伊藤(健)委員		○				2(5)	地元住民の方も大きなステークホルダーになるが、それに対する配慮というのが少し不足しているのではないか。触れ合いの場と絡んでくるのかもしれないが、地元の人たちのインセンティブというのをもう少し明確に計画に盛り込んでいくことが必要ではないか。 何か地元への配慮をもう少し明文化した方が良い。(再掲)	当然地元の方とも、お話しする場を持っていきたいと思っていますし、地域の方も含めてです。 我々が、何ができていくというのは、やはりこれから検討していかないといけないとは思いますが、今委員がおっしゃったように、地元の方の集まれる場所といえいいのか、それとも何をすればいいかというものをご意見いただきながら対応していきたいと思っています。(9/19見解)			
	高井委員	○					2(5)	当該施設のすぐ北には別荘地である「ケベックの森」が位置しており、南に延びた部分に隣接して、土捨て場が計画されている。このことについて「ケベックの森」や別荘の所有者の了解は得られているのか。(再掲)	了解は得られておりません。令和6年8月に土砂災害レッドゾーンに指定されたが、既に基礎調査は終了し、事業計画書を提出しました。今後、廃掃法に従い設置許可を求める申請において他法令の許可を求める中で、理解を得る努力をしてみたいです。(9/12見解)			
	高井委員		○				2(5)	ケベックの森の南側に伸びている部分は、そこを取り巻くように覆土仮置き場が作られ、せっかく別荘に来たのに、周りに土砂が置いてあるような状況になり、触れ合い活動の場として別荘地所有者に影響があるが、地元への対応は考えているか。(再掲)	これから話し合いはしていきたいと思っています。私たちは話し合いをする用意はございますので、皆様と話し合う場を設けていただけるとなっています。(9/19見解)			
	井上委員		○					きちんとわかるように説明会を開いたり、広報やSNS等で住民に説明されることが必要ではないか。	【修正後の事業者見解】 計画の説明会は実施致しました。その際、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」の手続きではありませんが、弊社として、任意に事業計画に関するご意見を、ご意見箱の設置・郵送・HPにて受付させていただきました。頂いたご意見については、主だった意見に対しての弊社の見解をHPで一定期間公開すると共に、提出者の方々に個別に回答をお送りする予定としています。(10/4見解)			

分類	意見 提出者	事前 意見	審査会 1回	追加 意見	審査会 2回	追加 意見2	審議事 項関連 ※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	竹中委員		○					産廃に対する国の施策も変わってくると期待しているので、そういうのに合わせて、いろいろ対策・対応した処理施設にしていきたい。	【修正後の事業者見解】 パブル期以降に廃棄物の削減を目指し質の改善や量も削減されてきたことは事実です。 時代ごとに削減は進みましたが、目指していた廃棄物の質と量は計画通りに進んでいません。（この時代にごみゼロ社会を目指していました。） 今後確かに技術は進み産業廃棄物は削減されます。但し、経済原理からごみゼロにすることは出来ないことも事実です。 建築物も有限、輸入による資源利用、製造過程に排出される余剰物、水害・地震等が頻発する中で、最終処分場の担う責務は大きなものがあります。 本計画は産業廃棄物の処理について他県に依存しない体制づくりに貢献するものと考えております。（10/4見解）	本事業を実施するに当たっては、長期間にわたる事業全体の環境保全に対する、事業者の対策・姿勢を含め、地域住民等へ丁寧な説明を行うこと。 また、事業内容に関する変更点が生じた場合には、速やかに地域住民等に対して情報提供を行うこと。	1-2	総括的事項
	山口委員		○			1(1)	この理念は繋いでいって欲しいという事業計画を提示していただきたい。 どうして施設を作ったのか、どうしていきたいのか、30年後には森はどのようにして返すのか、途中で変わるかもしれないが教えていただきたい。	【修正後の事業者見解】 弊社の経営理念は「環境の美化とリサイクルを通じて気持ちの良い街づくりに貢献する」です。創業以来、我々が取り組むすべての事業の根底にあるのはこの理念です。全国的に減少傾向にある最終処分場を建設し、「収集運搬・中間処理・最終処分」というリサイクルの循環を自社で完結させることこそが、この理念の実現につながると確信しております。本最終処分場につきましては、「二十数年間にわたる廃棄物埋立により社会的使命を果たし、その後の維持管理も含め都合四十数年間のスパンで、可能な限り元の山林の姿に戻す」までが一つの循環と考え、将来に渡り理念を継承させていきたいと考えています。弊社はこの事業に相応の覚悟と気概をもって取組み、社会的責任を果たすことで、持続可能な社会の形成に貢献したいと考えております。（10/4見解）				
	高井委員		○				1(1)	令和38年の埋立てが終了した後、この場所は廃棄物の受け入れをしなくなると、会社にとっては利益を生まないものとなりますが、その後は、土地の所有者としての責任でという話でした。利益を生まなくても、この場所は所有し続けた上で、管理にも責任を持ち続けるということですか。	そのように考えています。（9/19見解）			
	吉永委員				○		1(1)	現在の事業者の専門知識の不足、もしくは経験不足が将来的な不安につながっているようにも見受けらる。 作った後に、プロフェッショナルな方の意見がずっと使えるわけでも、これから先、ずっと人材が得られるわけでもない中で、事業者がどういうふうにかこれからの運用のこと、アセスが進んだとして、その後の運用をどういうふうに責任を持ってやられるお考えなのか。	我々は初めての経験ですので、大変不安ですけれども、前回の審査会の時にもお話ししましたように20数年間をかけて、今ここまで来ております。それで社員にも管理型の処分場を作るということも言っておりまして、社員教育も始めております。 なおかつ、維持管理計画書というものが事業計画書の中に一緒に別冊で設けております。この中には運営に関することとか、いわゆる維持管理、水質の検査や除雪、防災、色々なことに対する管理マニュアルというのは、我々が今、中間処理場を持ちながら会社を運営しているのと全く同じことであります。それが管理型処分場を運営するということになりますので、今すでに教育はスタートしているのですが、その教育のスピードをアップしながら、高いレベルまでまず持って行って、維持管理を行いたいというふうを考えております。（10/10見解） 【修正後の事業者見解】 専門家協力会社のご意見ご指導を賜り、十分な研鑽に努めます。（10/30見解）			
	高井委員		○					6月に開かれた地元説明会に参加した県議会議員、市議会議員のブログが4件見られ、いずれも説明会の内容がたいへん不十分であったという趣旨の記述であった。地域住民の理解についてどのように考えているのか。	今回の説明会は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（手続適正化等条例）に基づく事業計画に関する説明会と、岐阜県環境影響評価条例（アセス条例）に基づく方法書説明会とを、合わせて実施したものです。また、今回は、説明会の対象を両条例上の「関係住民」に限定せず、御参加を希望される方々を受け入れさせていただきました。 今回の説明会は、アセス条例上、方法書段階のものであって、水質のことや地盤のことなど環境アセスメント調査を実施しないと答えできないところもあり、御納得いただけない点もあったかと思えます。今後、準備書提出後に開催する説明会では、調査結果を基に適切に分析・評価した内容に基づき、詳細な説明をさせていただきますと考えております。 また、手続適正化等条例上の手続ではありませんが、弊社として、事業計画に関する意見書の御提出についても御案内して、受付いたしました。今後、主な御意見についての弊社の見解をウェブサイト上で公表するとともに、提出者の方々に個別に回答させていただきます。 本事業計画について、関係住民の方々の御理解を賜れるように努めてまいります。（9/12見解）			

分類	意見 提出者	事前 意見	審査会 1回	追加 意見	審査会 2回	追加 意見2	審議事 項関連 ※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	竹中委員	○						「動物・植物・生態系の調査」において、森林が失われることによる動物の生息域の変化（人の居住域への影響）が懸念されるため、調査区域を広くしておき、農業への影響等も推測しておく必要があるのではないか。	事業計画地周辺の調査を基本と考えておりますが、調査を進めながら、必要に応じて検討するようにいたします。（9/12見解）	準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加の調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。	I-3	総括的事項
	竹中委員	○				1(1) 1(4)	「水質・底質・地下水の調査」において、問題が注目されつつあるPFASについても行う必要があるのか。	ご指摘のPFASについては、現行で環境基準に設定されていないため、現行基準に基づく調査を実施します。但し、法制化・手法が定まった場合には実施いたします。（9/12見解）				
	竹中委員	○					PFASについて、令和2年に環境省から各地方自治体にPFASの健康の観点の確認をするようにという通達が出ているが、常識的に環境基準として考えていくという世の中の流れではないか。	PFAS、有機フッ素化合物について、その辺りいわゆる暫定目標値がございます。それになるようにしたいということにしていて、もしかしたら将来的に、アセスをやっている最中かもしれませんが、環境基準に入ってくるかもしれません。ただ今の状況で、PFASを見るというよりも事業に伴う影響というものを見るのであれば、事後調査というのが、たしか条例アセスで設定されていると思いますので、その辺りでの検討になるのかなというふうには考えております。（9/19見解）				
	中村委員	○						色々な実測値等から評価、検証して、その精度が高いかどうか予測ということを定量的に行うこととした方がよい。	【修正後の事業者見解】 定量的な予測手法が確立されていない項目については、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、定性的に評価することとなると考えております。また、定量的に評価できるものは、精度が高くなるよう配慮します。（10/4見解）	環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、影響予測の不確実性が伴う場合には、事後調査の実施を検討し、事後調査計画を準備書において明らかにすること。 また、環境影響の調査、予測及び評価に当たって他事業を参考にすることは、当該事業の内容に併せ、参考とした理由を準備書において明らかにすること。	I-4	総括的事項
	竹中委員	○					植生について、定性的にとあるが、定量的にある程度示さないと評価について判断できない。	【修正後の事業者見解】 植生への影響については、植生調査結果と事業計画の重ね合わせにより、消失する植生を定量的に把握していきます。ただし、定量的な予測手法が確立されていない項目については、岐阜県環境影響評価技術指針に基づき、定性的に評価することとなると考えております。（10/4見解）				
	神谷会長	○					六厩という地域は色々な地域特性がある中で、参考とする他の事業が何を指すのかにより参考の仕方が変わる。この点について今の考えは。	【修正後の事業者見解】 弊社は最終処分場は初めての経験ですが、協力願っている事業関係者の経験実績、学会の研究論文及び環境省の基準、指針を指します。他の事例としては山形県に当該施設と同様の施設があり、降雪・寒冷・周辺環境が近いと考えています。埋立容量・積み上げ高さも当該施設に近いと考えます。（10/4見解）				
	神谷会長					2(5) (6)	他の事業を参考にしたという話があり、今回の事業地は水源が下流に隣接しているが、このような事例も他の地域であるのか。このように生活用水などに使用している水源の隣接地域に管理型処分場を設置し、様々なリスクを回避して問題なく稼働している事例があるとの理解でよいか。下流に水道水源がある中で上流域に隣接して作られた事例はあるのか。	兵庫県神戸市西区のところにある管理型処分場の放流場所から、ここよりも距離は離れていますが、100m下流側に明石市の水道局の取水口があります。ただ、望ましい形ではないのは事実です。前回の説明会で他の事例と話したのは、山岳部、山岳地域で階段状に盛るところで、かつ寒冷地のところはないかとのご質問に対して、他地域のという言い方をしましたが、この時、構造的に取水源のすぐ上にあることに関してその時の説明では意識していませんでした。（10/10見解）				
	林委員	○					大規模な埋め立て地になるので、他のところのデータ、状況を教えてほしい。まずこのような斜面を使うような大規模な埋め立て地が他にいいのかどうか。その場所で、水質、地下水などを含めて、どのような挙動をしているか。	【修正後の事業者見解】 事例として、埋立容量、水質等はHPで公表されていますが、参考となる詳細なデータは公表されていません。（10/4見解）				
	林委員	○					埋め立てたものに対する臭いが、実際出ているか、その他の地域で例を、次回教えてほしい。	【修正後の事業者見解】 公表されたものがあれば、第2回審査会で示します。（10/4見解）				
	神谷会長	○					2(1)	凍結・凍上の問題がどのようにこの地域で起こっているのか、実際の気象、地形など、どういう自然環境の中でどういう問題・特性があるか	【修正後の事業者見解】 凍結深度対策・浸出水集排水設備等の凍結・凍上に関しては事業計画書(別冊：維持管理計画) §-2寒冷期の作業管理の項p2-1～11に検討し計画しています。これは、計画地の標高が高く寒冷地であることを考慮した施設計画としているためです。（10/4見解）＜別添1＞			

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	神谷会長				○		2(1)	凍結・凍上の問題について、六厩地区は、本州の中でもかなり気温が低くなる地域と伺っている。資料1,3別添1の見解に、凍結や除雪に関する説明はあるが、凍上について記載がない。考慮しなくてもよい地域なのか。凍上が起きて、例えば、道路に亀裂が生じたり、少し膨れ上がった、斜面に対する不安定化の原因となったりといったことに対する凍上対策は気にしなくてもよいとの見解か。	見解にも示しましたが、凍上についてのアセスの手法が確立していないように感じています。条例アセスの事後調査で凍上の問題について考慮し、対応方針を委員の皆様とも相談しながら検討させていただけたらと考えています。構造物に対する凍上等については、国土交通省及び岐阜県から、凍上に関して検討するよう指導されていますので検討しています。例えば、凍上対策として、雨水側溝の下に約50センチメートルの碎石層を設けたり、舗装盤のところについても設けるよう設計しています。ただし、その後、問題になってくるとされる残土置き場、仮置き場の盛土等の凍上に関しては、将来的に検討を重ねていく予定です。(10/10見解)	対象事業実施区域やその周辺における気象状況を現地調査により詳細に把握し、特に本事業計画地が積雪・寒冷地域であることによる影響(積雪荷重、凍結・凍上、雪崩、融雪)に対して、本事業の施設、工作物に係る事業者の対策について、準備書において明らかにすること。 また、準備書の作成に当たっては、これら地域の気候特性を十分に検討したうえで、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	I-5	総括的事項
	神谷会長				○	1(3) 2(1)	仮置き場の問題や道路や斜面の安定問題など色々含んでいるので、関連するところに対して評価するとの理解でよいか。それともアセスの段階ではないということか。	地盤に関しましては、アセスの準備書を出す段階では凍上についてまでは評価しません。ただし、その後のアセスの事後調査においては、凍上について、調査、評価すればよいかご相談しながら実施していきたいと思っています。具体的に盛土等があるわけではありませんので、という意味合いです。構造物についてはマニュアル等に従って評価しているとの他の事業関係者からの回答です。(10/10見解)				
	林委員		○				1(4) 2(1)	排水管が詰まるとか凍結するとか、抜け上がりとか、いろいろな現象が起こりうる場所ですので、やはりこの地域の特性を検討されて提示すること。	十分検討したいと思います。(9/19見解) 【修正後の事業者見解】 凍結深度対策・浸出水集排水設備等の凍結・凍上に関しては事業計画書(別冊：維持管理計画)§-2寒冷期の作業管理の項p2-1~11に検討し計画しています。これは、計画地の標高が高く寒冷地であることを考慮した施設計画としているためです。(10/4見解) <別添1>			
	廣岡委員		○				2(1)	地域特性に関して検討が十分ではない。浸出水の処理施設において、まず温度条件、水施設の凍結や、配管の凍結など基本的なことを考えているか。	【修正後の事業者見解】 地域特性に関して、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に沿い、寒冷地に配慮した計画としております。事業計画書pNo.7-4(8)及びpNo.8-35(1),(2)に対策を示しています。(10/4見解) <別添7>			
	廣岡委員		○				2(1)	流入の水質も水量も安定しないという状態になるというのが予想できる中、メインが生物処理であり、安定して行うための対策の検討が必要。	【修正後の事業者見解】 浸出水の流入水量等は、調整槽の調整機能において調整を行う施設となっております。「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に沿った計画としております。事業計画書pNo.4-22~28に調整槽の容量設定根拠を示し、考え方は事業計画書pNo.4-22となります。(10/4見解) <別添8>			
	林委員	○					2(3)	最近多発する50年に一度、あるいは数100年に一度の集中豪雨に対して、どのような対策を考えているのか。	関係法令(国・岐阜県)及び各種基準に整合した確率年に従い設計しております。なお、近年多発している線状降水帯などによる集中豪雨に対して、他の地域に存在する同様の基準で建設されている産業廃棄物最終処分場では、浸出水が豪雨により、あふれる事象等は確認されておりません。健全な維持管理を実施することで対応できると判断していますが、準備書により、こうした集中豪雨への分析・評価も再度行う予定です。(9/12見解)			
	吉永委員	○					2(3)	集中(かつ継続する)豪雨への対策はどのようになっているのか。要約書2-29ページには、洪水調整池A・Bの設計方針について記載があり、岐阜県の「林地開発許可申請の手引き」に基づく、とある。しかし、雨水の流出対応と、雨水に浸出水が含まれる場合の対応とでは、当然ながら後者のほうが厳しい条件を想定する必要があると考える。	降水量に関しては、国・県の法令及び基準に従い降雨強度を基本として設計しております。ご指摘の雨水に浸出水が含まれることは無く、浸出水は水処理施設で処理し放流することから、処理水は水質汚濁防止法の排水基準以下の安全な水と考えています。(9/12見解) 【修正後の事業者見解】 全ての排水に関し、各種法令の基準・指針に沿った降水量を検討しております。これら法律・基準に示される降雨強度は、近年の報道や避難勧告に用いられる、「経験のない降雨量」等の言い回し及び降雨強度に比較した場合、法や指針の値が大きいかも事実です。例として洪水調整池計算に使われる30年確率の時間降雨強度は、岐阜県林地開発基準では、事業計画書pNo.4流5-6に示すように183mm/hrを使用しています。前記したように近年最大は、290mm/日で在りその時点の最大時間当たり降雨量は54mm/hrが最大です。また、雨水排水量計算においては、設計降雨強度142mm/hr(10年確率)を使用しており、十分対応可能となります。事業計画書pNo.4流2-6,7添付。(10/4見解) <別添5>	近年、頻発・激甚化している集中豪雨による影響に対して、本事業の施設、工作物に係る事業者の対策について、準備書において明らかにすること。 また、準備書の作成に当たっては、これら気象状況を十分に検討したうえで、調査、予測及び評価を適切に行うこと。		
	沢田専門調査員		○				1(3) 2(3)	運搬用の道路は、沢を跨いで埋めたり切ったりしており、そういうところが今の極端豪雨に対して非常に脆弱になる。特に盛土は盛ったすぐ後が弱く、また極端豪雨に対して今の基準の排水施設だと容量が足りないこともあるため、その点も綿密に計画にすること。	承知いたしました。(9/19見解)			

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	林委員		○					国土交通省のデータによると、上流の方が深層崩壊の危険地帯になっているため、それが起こった時どうなのか検討すること。	(同上)		1-6	総括的事項
	高井委員	○					2(3) 2(6) 2(7)	「方法書」の記述では、汚水排水計画では通常時の浸出水処理計画が記載されている。また河川水・地下水の利用状況については、上水道給水状況についてしか書かれていない。白川村（及び恐らく富山県内の一部）の水源は庄川にあり、処分場から有害物質が漏出した場合には流入する可能性を否定できない。近年想定されていないような災害が多発していることから、どの程度余裕がある対策をとられるのか、説明されたい。	排水水については、環境項目「水質・底質・地下水」の「人の活動（浸出液処理水の排水）」で、これから環境への影響を予測し、評価して参ります。ご指摘の「近年想定されていないような災害への対応」についても、準備書の中で示させていただきます。（9/12見解）			
	廣岡委員					○	2(3)	気候変動に対応できるように、過去の全ての気象データを用いて解析を行うというところについて、近年の気候変動的な話をすると、今後雨がもっと今よりも短い時間に大量に降るといのが、だいたい一般的な予想かと思うが、それに対応するという目的で過去の全ての気象データを用いることはあまり妥当ではないかと思う。 過去よりも将来の方がひどくなるということに対応するために、過去のデータをたくさん使うことはあまり意味がなくて、やらなければいけないのは、今後の予想をシミュレーションして、将来、少なくともこの施設の影響が続く期間中に、雨がどのぐらいになるのかというのを予測して、それをベースに計算されることではないか。	【修正後の事業者見解】 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び、その解説書として認められている「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領」に従い事業計画書を作成しております。それで足りると考えております。（10/30見解）			
	廣岡委員					○	2(3)	過去の最大値を取るということは、要するに将来の予測とは違う。しかも、今こういう過去の最大値を取るというのは、基本的に気候がそれほど変動しないことを前提にやっているのであって、今明らかにトレンドが変わっているということが見えているという状態であれば、予測の方向を行った方がいいのではないかと思う。専門にされている研究者の方に協力を仰いで予測されることが好ましいのではないか。	【修正後の事業者見解】 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び、その解説書として認められている「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」に従い事業計画書を作成しております。また、排水に関しては「河川砂防技術基準」等と共に、「新編防雪工学ハンドブック」等の公的資料とされる書籍を参考に計画しております。それで足りると考えております。（10/30見解）			
	廣岡委員					○	2(3)	数字でどのぐらいマージンを取っているかということに関しては、ご専門の方が詳しいかと思うが、少なくとも、過去の気候変動に対応できるように、過去の全ての気象データを用いて解析を行うというのは、妥当性が全くないと思う。近年の気候変動に対応できる、合理式の30年確率というのは基本的にトレンドが続く、そんなに変わらないことを前提に、ばらつきを見て予想しているわけであって、変化が明らかにあるという状態、ベースの計算ではないと思う。	我々に許可が得られない設計をしないというご指導をいただいていると考えますが、そうでしょうか。（10/10見解）			
	神谷会長		○				2(1) 2(3)	六厩の地域において、例えば地盤、気象条件が、実際どうであるか、短期的豪雨はどういう経験をしているか等、月単位ではなくて、細かくこの地域はどういった豪雨などの、負荷、外力が作用するのか。	リスクということでございますけれども、事業計画を策定するにあたって、今、遮水シートの問題ですとか、それからここに書かれております、受け入れを想定していない廃棄物ですとか、その辺りについてはこうなったらどうなるかということは考えてありますし、これから今、会長がおっしゃられたようなことについても、さらに詳細に検討していきたいというふうに思います。（9/19見解） 【修正後の事業者見解】 環境項目「地盤」の中で適切に予測・評価致します。（10/4見解）			
	高井委員	○						誤「テラニシケサアリ」→正「テラニシケアリ」または「テラニシクサアリ」どちらの和名も同じ種を指す。	準備書において修正いたします。（9/12見解）		1-7	総括的事項
			○					「岐阜県昆虫目録3」まで参照しているが、現在「目録4」まで出ているので参照すること。	【修正後の事業者】 参照致します。（10/4見解）			
	井上委員	○						「清見村村史」と「荘川村村史」が参考文献に挙げられているが、50年近く前のデータであり、ほぼ参考にならない。 「岐阜県植物誌」（文一総合出版：2017）を参考にすべきと考えます。	ご指摘の文献について参考とし、調査するようにし、準備書において参考文献に加え、加筆するようにいたします。（9/12見解）			
	肥後委員					○		(2) 緑化計画について方法書該当箇所：2.4.12緑化計画（2-62～2-63） ■用語の混乱 導入部で、切土法面、盛土法面、「(1) 緑化方法」で、埋立盛土堤部、平坦部、「(2) 緑地面積等(ウ) 管理方法」で、法面部、小段部、広い平坦地、等場所を指す複数の用語が使用され、違いが不明瞭である。また(1)と(2)で、同じような場所でも植生回復方法が違っている。例えば、「(1) 緑化方法」では平坦部に草本種子散布、「(2) 緑地面積等(ウ) 管理方法」では平坦部に樹木の混植と記述されています。もう少し整理したうえで、統一を図られたい。	■用語の混乱：整理し、準備書の段階で修正したものを提示致します。（10/4見解）			

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	奥村委員				○		1(1)	人の活動の予測対象時期について、方法書の6-10ページの予測対象時期のところ、施設の供用後定常的な状態となる時期を対象時期とするがあるが、それは具体的にどのような時期であるか。埋め立ても一期、二期、三期などとあり、どのような時期かをわかりやすく書くことは可能か。	準備書の方で詳しく記入をさせていただきます。(10/10見解)	現地調査の調査時期及び調査地点については、具体的な時期・地点及び選定した理由を準備書において明らかにすること。 また、予測対象時期についても、具体的な時期を準備書において明らかにすること。	I-8	総括的事項
大気質・悪臭	香川委員		○				2(2)	方法書の方では、六厩のアメダスの結果を示しているが、六厩の地形からして東西に広がっているため、東風が非常に多くて、また高速道路が南北に通っていて、その西側にあるので、多分、今度の建設予定地とは少し違った予測になっていると考える。	承知いたしました。(9/19見解)	対象事業実施区域及びその周辺について、地形等の地域特性を把握したうえで、地形、標高差による空気の流れを考慮し、大気質や悪臭の調査、予測及び評価を適切に行うこと。	II-1	個別事項
	香川委員		○				2(2)	気象要素についても地形とか、標高差による空気の流れを考慮して、大気質や悪臭の影響評価を行う必要があるのではないかと。地形の特徴が非常にあるので、しっかり調査すること。	承知いたしました。(9/19見解)			
	神谷会長		○				1(2)	硫化水素等の有害ガスが発生するという記載がある。今回の影響評価項目としては、これはおそらく、廃棄物の存在・分解に関して、大気質のところをどうするかみたいなことも出てくるかと思う。その評価はどうか。	水銀については入っておりますし、硫化水素については、悪臭のところで対応する予定です。(9/19見解)			
	神谷会長		○				2(6)	水の利用、地下水の利用状況のなかで、河川水源の存在について、周辺の水利利用状況を明確に調べてほしい。	それは調査します。(9/19見解)			
	神谷会長		○					今のところ何か把握されていることはないか。情報が無いことに何か理由があるか。調べ尽くしてないということか。	はい。調査していきます。(9/19見解) 【修正後の事業者見解】 高山市水道水源保全条例第7条に規定する水源地域図(図No.26)に六厩川を挟んだ対岸に水源が指定されていましたが、あらためて確認したところ、計画地から西方の国道158号線西側付近・軽岡トンネル方向に変わっていることを確認しました。距離が以前より遠くなったことや、川の流れの方向等を勘案すると、より与える影響は少なくなったと判断しております。また、ケベックの森の水道水源は一部把握しておりますが、深井戸に関しては概略の位置しか理解しておりません。条例アセスの水質に係る事項ですので、今後の調査で対応致します。(10/4見解) <別添2>			
	神谷会長		○					対象地域の特に事業地周辺において、地下水、地表水(湧水含む)の利用状況を用途などとともに確認すること。また、地元の方々の水のかかわり(くらし、文化等)についても、あらためて整理すること。これら水利用等がある場合には、事業による水環境等への種々の影響を予測しなければならない。(僅かでも影響することが予測される場合には、影響を回避する方法を明示する必要があるのではないか)	地下水、地表水の利用状況については、条例アセスの中で調査し、予測評価を実施する予定にしております。(10/4見解)			
	神谷会長				○		2(6)	入手できる情報と、それ以外色々個別の情報というのはどこまで入るかわからないが、水利用に関しては、しっかりと対象地域に関して確実な調査をすべきだと思う。	【修正後の事業者見解】 適切に調査して参ります。(10/30見解)			
	神谷会長				○		2(6)	河川については、事業区域外も評価されている。近隣の小河川等についてもされているが、地下水についてもやはり対象区域外の状況をしっかり把握して、そこに対する影響予測というのをしっかりされた方がいい。しっかりこの辺りは修正いただきたい。地下水の場合は、先ほど言った影響範囲が、ある程度設定がどこになるか難しいが、広くとってそれに対しての影響、地表水も含めた水利用状況を位置を正確に把握する。それから井戸があった場合は、その井戸の深さをしっかり確認する。その水位、水質に対する影響予測もしっかりとやっていただく必要があるため、準備書の方ではその辺りを検討すること。	【修正後の事業者見解】 当該地は、第四紀系の堆積岩や火山地域とは異なり、花崗岩類のみが分布するため水文地質学的な構造は複雑ではありません。花崗岩類がマサ化し、その部分を地下水が流れるものと考えられます。これまでの地質調査結果を踏まえると、懸念されているような地下水流れを規制する断層や深い深度のマサ化部などはなく、北側の六厩川と東西及び南側の尾根を一つの境界とした地下水流れで十分であると考えています。(10/30見解)			
	神谷会長				○		2(6)	解析において、予測精度をいかに上げていくかという問題がある、例えば岩盤のモデル化をした時にどうモデル化するかというのが非常に大事だと思う。亀裂性の問題、風化層の問題、透水係数の空間的な分布など、そこまで考えるのか、代表地点を決めて、大雑把に見た場合の精度の問題、厳密なところをデータを集めて予測する場合の精度の問題、検討を進めるといのが一つの厳密な解を求める問題に入ってくるのではないかなと思う。形上だけでやるシミュレーションはあまり意味がないと思っていて、そこにこの地域の特性をいかに組み込みながら、その妥当性を考えていくか、そういったシミュレーションが必要ではないか。				
	神谷会長				○		2(6)	地下水のところでは方法書の6-26ページの水収支理論とはどういったものか。予測手法に水収支理論を基本とした数値計算というのはこれ何を指しているのか。	雨の降った量を一種の収支として考えます。収支というか、入る方ですね。それに対してどのくらいの浸透するのかとか、透水性によってどうふうに流れるのかというようなことで、その水が六厩川等に流出してくるというような感じ。(10/10見解)			
	神谷会長				○		2(6)	流動解析ということで理解した。流動解析の場合も、色々な境界条件の設定の仕方によっていかようにも答えを作れてしまうので、その辺り留意すること。	【修正後の事業者見解】 承知しました。(10/30見解)			

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
水質・底質・地下水	神谷会長				○		2(6)	今影響の問題というのは周辺です。周辺まではモデル化してないですか。	周辺まではモデル化しません。(10/10見解)	対象事業実施区域周辺における表流水及び地下水の利用の状況(以下「水利用」という。)について、地域へのヒアリング等により実態(利用者数、利用状況、構造(深度、水位等)等)をそれぞれ詳細に把握すること。 また、事業による水利用に与える影響を把握し得る地点について、その選定理由とともに準備書において明らかにし、調査、予測及び評価を適切に行うこと。 なお、水利用への影響が予測される場合には、影響を最大限回避する措置を検討すること。	Ⅱ-2(1)	個別事項
	神谷会長				○		2(6)	どうやって周辺の影響を評価するのですか。	そもそも、まずは下流直下でそういったものがなければいいのではないのかという考えです。(10/10見解)			
	神谷会長				○		2(6)	問題としては周辺の影響がどう出るのが大事であって、その周辺をしっかりと見なければいけないのではないかと。事業区域内で閉じていて何も漏洩しないからとばかり言っても周りの影響評価にはならないのではないかと。				
	神谷会長				○		2(6) (7)	最大限どう考えられるのかを検討することではないか。これまでの色々な見解、経験で、こんなモデルでいいはずだというよりも、この地域にとってどう理解していくかというところがまず前提にあって、あくまでモデル化なので、モデル化してシミュレーションしたものと実態との乖離をどうやって説明するか。周りに対してその出口から、何もなければ何も無いというのは、あくまでシミュレーション上での話で、出る可能性も含めれば、ゼロでなければ周辺に対してしっかりと利用状況を踏まえて、それぞれの、例えば地下水利用があるか、井戸があれば井戸の深度はどうであるか、そういった情報を踏まえて、もし仮に出ていった場合には周辺に対してこの程度の影響が考えられる、影響は極めて少ないのか、そういった判断があるのではないかと。だから、事業区域内で閉じていってもしょろがないのではないかと。事業区域から出ないから問題ないという表現でいいのか。事業区域内の影響で事業区域の周りに対する影響を見ているので周りのことをしっかりと説明しなければいけないのではないかと。(再掲)	【修正後の事業者見解】 当該地は、第四紀系の堆積岩や火山地域とは異なり、花崗岩類のみが分布するため水文地質学的な構造は複雑ではありません。花崗岩類がマサ化し、その部分を地下水が流れるものと考えられます。これまでの地質調査結果を踏まえると、懸念されているような地下水流れを規制する断層や深い深度のマサ化部などはなく、北側の六蔵川と東西及び南側の尾根を一つの境界とした地下水流れで十分であると考えています。(10/30見解)			
	伊藤(健)委員	○						地下水については地表の集水域内のみでいいのか。尾根筋を超えた地点においても数カ所チェックしておくべきではないか。	当該地は、深成岩である花崗岩が分布する地域であり、平野や盆地、火山地域のような複雑な地下水流れとなっていません。全国の花崗岩中の主な地下水流れは、表層のマサ化した部分となっています。このことから、地下水流れに影響する表層のマサ土の分布を方法書の図6.6-2に示す箇所において物理探査により把握し、水文地質地表面踏査により、地下水流れを規制する断層等の存在の有無、物理探査結果の補完を行った上で、図6.6-1に示す地点で地下水を観測していきます。また、これらの地質状況を基に3次元モデル化した水文地質構造モデルを用いて、地下水観測結果を同定し、地下水流れを予測していきます。したがって、尾根を超えた地点で、さらに数カ所のチェックは不要と考えています。(9/12見解)			
	神谷会長		○					モニタリング井戸について、上下流として決めた根拠は何か。下流がこの1点で十分であるのか。モニタリングについて井戸の構造、ストレーナーも含めて、どの層(深度)の地下水を観測しようとしているのか。	【修正後の事業者見解】 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」において上下流にモニタリング井戸の設置は定められております。尚、条例アセスの調査において位置・構造に関しては検討をおこないます。事業計画書pNo.4-31に井戸の設置根拠、pNo.2-10(1)に位置図、図面集1-41に構造図を示しております。井戸の深さ及び構造は、今後実施する条例アセスの調査の結果により決定致します。(10/4見解) <別添3>			
神谷会長		○					地下水の水質に関して、調査地点は事業区域内の2地点になっているが、事業区域外ではできないのか。	【修正後の事業者見解】 当該地は、自然由来の重金属の濃度が低い地域であり、施設の影響を見る上では方法書に提示の地点で十分と考えております。方法書p3-18~20に示しています。また、調査地点については事業区域外の他人地に立ち入り調査することは、困難と考えます。(10/4見解) <別添9>				
神谷会長		○					地下水の調査地点の選定根拠というのを明確にすること。	【修正後の事業者見解】 埋立地の影響を予測評価するための上下流地点となります。(10/4見解)				

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し	
	神谷会長				○		2(6)	花崗岩について結構深部でも風化が進んでいたり、色々な水みち形成が複雑化している事例を結構聞く。今回、地下水の色々な流動の問題で上流、下流というのは恐らく地形判断だと思うが、そういった地質的な特性、特徴を踏まえて、地下水の流れ方向も考慮される予定か。 あくまで谷地形になっているので、ここで集水するであろうと、それで上流下流を通っているという、それは基本的なところだと思うが、もう少し地質の様子を想定しながら評価をした方がいいと思うが、そういったところまで考えられる予定か。	【修正後の事業者見解】 一般論としてご心配になるのはよく分かります。 当該地は、第四紀系の堆積岩や火山地域とは異なり、花崗岩類のみが分布するため水文地質学的な構造は複雑ではありません。花崗岩類がマサ化し、その部分を地下水が流れるものと考えられます。これまでの地質調査結果を踏まえると、懸念されているような地下水流れを規制する断層や深い深度のマサ化部などはなく、北側の六蔵川と東西及び南側の尾根を一つの境界とした地下水流れで十分であると考えています。(10/30見解)				
	神谷会長				○		2(6)	風化層の発達程度もあると思うが、やはり水みちがどうなっているか非常に気になる。今回、崖錐の堆積層はどれくらいあるかわからないが、そこを撤去した後には処分場を作られるとすると、岩盤の中の水の流れというのをしっかり理解することが大事だと思う。基本的に遮水シート、ベントナイトを介して一応漏洩を防ぐという対策はあるが、そこに対してのリスクはゼロではないので、その漏洩した問題を含めると、地下水の流れを含めた予測も、例えば物質についてはこういった移動するのではないかと、そういった予測をしていかなければと思う。					
	神谷会長				○		2(6)	影響範囲をどういうふうに考えるか。例えば、そこから物質が拡散した時に、どの範囲までその影響を見ていくのか、その濃度の問題もあるかとは思いますが、下流域に水利用がどの程度あるのか、そことの兼ね合いというのは非常に気になる。井戸がもしあれば、井戸の利用者に対して、今回の事業区域との水のつながり方がどうなっているのだろうか、そういったきめ細かな評価、予測というのはしなければいけないのではないかと。資料2以外に、もし周辺で地下水利用者がいるのであれば、それは配慮すべき問題なので、もう少し厳密な予測を立てないと「シートから漏洩しません」という前提で予測するというのはすこし違うのではないかと印象。もしリスクを考えれば、物質がここから存在した場合にその広がりというのはここまであって、地下水利用者に対してはその影響はあるのか、ないのか、そういった予測というのもしすべきではないか。					
	神谷会長				○		2(6)	水道水源に対する影響評価というのをどう考えるか。事業区域内で影響の有り、無しの評価は非常に難しいわけで、実際には生活圏のところかどうかという問題。そういった健康面を含め評価というのをしっかり確実にすべき。定性的ではなく、水道水源なり、水利用地域がある場所の隣接しているところに対するリスクを考えれば、予測として厳密なことをすべきではないか。					
	神谷会長				○		2(6)	水道水源があるところの上流域に管理型処分場を作るリスクに対して、ゼロリスクにしなければならない問題に対して、どのような対応、評価をするか。事実としてどのような影響が出て、どう回避するか、事業者はどう取り組むかについて、明確にしなければならない。それで影響があるのであれば、回避の仕方をしっかりとゼロリスクというところで、健康被害の問題に繋がらないようにしなければならない。					【修正後の事業者見解】 なるべくリスクを低減する計画を実施して参ります。(10/30見解)
	高井委員	○						2(3) 2(6) 2(7)					「方法書」の記述では、汚水排水計画では通常時の浸出水処理計画が記載されている。また河川水・地下水の利用状況については、上水道給水状況についてしか書かれていない。白川村(及び恐らく富山県内の一部)の水源は庄川にあり、処分場から有害物質が漏出した場合には流入する可能性を否定できない。近年想定されていないような災害が多発していることから、どの程度余裕がある対策をとられるのか、説明されたい。(再掲)
水質・底質・地下水	神谷会長		○					モニタリング井戸の機能について、岩盤層の透水性がどれくらいある程度の見込みがあって、このような配置で考えているということか。	はい。(9/19見解)	水利用への影響が懸念されるため、万が一の遮水シートの破損、洪水調整池及び浸出水処理施設の機能不全や容量不足、受入れを想定していない廃棄物の混入、その他想定されるリスクに対する水質・底質・地下水、土壌への影響を回避・低減する取組みについて十分に検討し、準備書において明らかにすること。	II-2(2)	個別事項	
	神谷会長		○				1(4)	遮水工がもし機能しなかった場合に、その次の手というのはあらかじめ考えていくというのは今回の問題ではないか。	【修正後の事業者見解】 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に則って維持管理を行います。(10/4見解)				
	中村委員		○				1(4)	遮水シート等が破損して、汚染されることもあるので、放流するものはやはりモニターした方が良いではないか。あるいは地下水を色々なところでもみること。	そのまま放流というのは雨水ですとか、浸出水に触れていないのでそのまま放流ということにしてありますが、先ほどのご意見にありましたが、遮水シートの、万が一の時の対策も実は検討しております、その辺りのことを再度詳しく検討していきたいと思っております。(9/19見解)				

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	吉永委員		○				2(3)	想定以上の雨水による浸出水が出てきた時には処理できないのではないか、どう いう水処理施設のキャパシティの想定をされているのか。	水処理施設の地下には約2万トンの浸出水調整槽、要するに処分場から出てくる 浸出水を貯める水槽があります。その水槽の水を汲み上げて1日最大 600トンの 水の処理をして下流側に放流するという構造になっています。(9/19見解) 【修正後の事業者見解】 上記見解の追加として、浸出水処理施設の処理能力の検討は、事業計画書pNo.4- 15～29にかけて降雨量・浸出水調整規模と処理能力の検討をしています。この計 画には、最大年間降水量(2018年)3,528mm・最大月間降水量(2018年8月)835 mm・日最大降水量(2004年)290mm等を勘案して調整槽容量・日最大処理量を検 討しております。(10/4見解) <別添4>			
水質・底質・ 地下水	奥村委員	○						工作物等の存在(最終処分場の存在)に伴う排水は無いため、選定しないとある が、処分場全体(道路や土捨て場、仮置き場含む)の存在を考慮して選定に追加す べきと考える。	「工作物等の存在(道路、土捨て場、覆土仮置場)」についても環境影響評価の中 で検討いたします。(9/12見解)	環境影響要因「工作物等の存在(最終処分場 の存在)」について、対象事業実施区域内には 最終処分場以外に、複数の工作物(搬入道路、 土捨て場、覆土仮置場等)が存在することを考 慮し、水質・底質・地下水を評価項目として選 定するとともに、調査、予測及び評価を適切に 行うこと。	II-2(3)	個別事項
	奥村委員		○					工作物等の存在においても水質の影響を調査対象とするべき。酸性雨であり、雪 が積もるほど、その下側の酸性度は上がる。森の地表面で中和能を発揮している が、削り取ってしまうと、その中和能がなくなってしまう。最終的に長期のスパン で中和できていくのかどうか、地表面の鉱物とか塩基性なもので中和していく という貯金を使い果たした場合は、そこに木が生えなくなってしまうことも最悪 起こりうるのではないかという懸念がある。	【修正後の事業者見解】 環境影響調査において検討及び対策を講じます。(10/4見解)			
水質・底質・ 地下水	竹中委員	○					1(1) 1(4)	「水質・底質・地下水の調査」において、問題が注目されつつあるPFASについて も行う必要があるのか。(再掲)	ご指摘のPFASについては、現行で環境基準に設定されていないため、現行基準に 基づく調査を実施します。但し、法制化・手法が定まった場合には実施いたしま す。(9/12見解)	本事業は長期的な事業活動であり将来にわた り、水利用への影響が懸念されるため、排水基 準が適用されない化学物質についても最新の知 見を収集し、その動向を踏まえて調査等行うこ と。	II-2(4)	個別事項
	竹中委員		○					PFASについて、令和2年に環境省から各地方自治体にPFASの健康の観点の確認を するようという通達が出ているが、常識的に環境基準として考えていくという 世の中の流れではないか。(再掲)	PFAS、有機フッ素化合物について、その辺りいわゆる暫定目標値がございま す。それになるようにしたいということにしていて、もしかしたら将来的に、ア セスをやっている最中かもしれませんが、環境基準に入ってくるかもしれません ん。ただ今の状況で、PFASを見るというよりも事業に伴う影響というものを見る のであれば、事後調査というのが、たしか条例アセスで設定されていると思いま すので、その辺りでの検討になるのかなというふうには考えております。(9/19 見解)			
水質・底質・ 地下水	神谷会長		○					水収支解析、三次元地下水流動解析、移流分散の解析をするが、解析に関して は、あくまで推定だという前提で、物事を見ること。その解析を踏まえた上で、 実際に現場で取られたデータをしっかり見てといった基本的な考え方に留意する こと。	【修正後の事業者見解】 ご指摘の内容に留意します。(10/4見解)	地下水に関して実施予定の数値解析(三次元 地下水流動解析ほか)は、推定であることを前 提とし、対象事業実施区域の周辺も含めた現地 調査(ボーリング、流向調査等)によるデー タを十分に反映したうえで、予測及び評価を適切 に行うこと。	II-2(5)	個別事項
水質・底質・ 地下水	香川委員				○		2(7)	河川水に関する事で、100倍希釈になった範囲が、影響が及ぶ範囲と認識した が、放出水の100倍希釈された濃度までが影響が及ぶということか。	そうです。(10/10見解)	対象事業実施区域からの放流水が、放流先河 川において低水流量時に100倍に希釈される 地点について準備書において明らかにした上 で、必要に応じて関係地域の範囲を見直すこ と。	II-2(6)	個別事項
	香川委員				○		2(7)	処理水が放出された時の濃度は、環境基準の濃度に希釈して放出される予定か。 元の濃度がどのくらいの濃度で川に流すのか。	排水基準以下の濃度になります(10/10見解)			
	香川委員				○		2(7)	これまでの他の最終処分場だと100倍希釈の範囲ってというのはどの何キロぐら いという情報とかありますか。	流れている水量によってすぐその場所というところもありますし、何百メートル というところもあると思っております。(10/10見解)			
	香川委員				○		2(7)	100倍希釈と決めた理由は何か基準があるのか。	最高裁で判決が出ております。(10/10見解)			
	神谷会長		○				1(3)	自然由来の重金属についてはどう考えているか。	土壌の中で調査します。(9/19見解)			
	竹中委員		○					もし、ヒ素が含まれている土壌が出たとしたら、中断して考え直す、あるいはそ の汚染土壌の対応、処理方法を別個に考えなければいけない。そういうプロセス もあるかも知れないということを考えたほうが良い。	【修正後の事業者見解】 土壌の調査の結果、ご指摘のようなことになれば、「建設工事における自然由来 重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)」等を参考に対応致し ます。(10/4見解)			

分類	意見 提出者	事前 意見	審査会 1回	追加 意見	審査会 2回	追加 意見2	審議事 項関連 ※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
土壌	竹中委員				○		1(3)	<p>自然由来のヒ素やその他の重金属が出た場合の対処法で、建設工事における自然由来重金属等のマニュアル等を参考にしてお答えするという回答をいただいた。改めて方法書の土壌の調査の手法で6-12ページに、土壌汚染の状況を1回と書いてある。調査の実施が、調査期間1回ということで、参考にさせていただくマニュアルには、例えば掘削土壌5000立米ごとというような記述もある。他にも、岐阜県の建設発生土管理基準でも5000立米で1回土壌検査を行うこととするような、そういう基準、指針が出ている。</p> <p>この方法書に1回と書かれているのはどこの時点の1回なのか。その後どういふうに、この5000立米でやっつけていけるのか。あるいは今回花崗岩質であるということで、それ程問題ないだろうというようなことが書かれているが、掘っていった時に岩質が変わった、地質が変わって少し前と違うかもしれないといった時には分析をしていただけるか。</p>	<p>アセスでは1回行います。その後、工事に伴って分析もするわけですが、必要であれば再度行っていくということになります。(10/10見解)</p>	<p>土壌調査について、自然由来の重金属や黄鉄鉱の存在を考慮したうえで、事業の開発行為や周辺の土地利用を踏まえ、それらによる影響が把握できる調査地点及び深度方向の選定を行うとともに、調査、予測及び評価を適切に行うこと。</p>	II-3(1)	個別事項
	竹中委員				○		1(3)	<p>最初の1回は表面に近いところの土壌か。掘削していく事業の段階で適宜というのがどういふうな観点で判断されるのか。</p>	<p>アセスではおっしゃる通り1回です。表土のみになります。多分、事後調査あるいは工事の施工の管理というような観点が必要だろうなということになれば、その時点で。準備書を出した段階で、事後調査等の計画書も出させていただくことになると思いますので、その中でこういうふうにやりますというご提案をさせていただきたいと思っています。(10/10見解)</p>			
	竹中委員				○		1(3)	<p>準備書においてはこのマニュアルにある5000立米で調査するということか。</p>	<p>そういったこともいろいろ配慮して、こういうふうにやりたいですというご提案をさせていただきたいと考えています。(10/10見解)</p>			
	神谷会長				○		1(3)	<p>黄鉄鉱がこの辺りはあるだろうということで、自然由来のヒ素の懸念など、そういった問題に対して調査、予測されるのは1箇所の1地点に対して1回調査してというような感覚か。あるいは、もう少し全面的に代表点を選定しながら予測する予定か。</p>	<p>4箇所です。(10/10見解)</p>			
	神谷会長				○		1(3)	<p>深度方向も考慮されてということか。地質等を把握、予測しながらということか。黄鉄鉱の問題もあると思うし、例えばヒ素の可能性があったときに、その後の対応というの、仮置きをした場合にどういふうに影響が広がるか等、そういう予測もされるか。可能性が出てきた場合については、その後の処理、掘削した後に発生土の仮置きをしたところでの対策とか、そういった影響というの、ものも予測はされていくか。</p>	<p>その点については、まずはアセスでどのくらいの溶出量等あるのかというようなことを見た上で、どうするかということをご提案させていただきたい。(10/10見解)</p>			
	神谷会長							<p>経験の中で、この辺りの自然由来の重金属類の可能性として、現時点で何か知見があるか。</p>	<p>この辺りは、六厩鉱山、江戸時代の金山だったと思いますけれども、それが少し離れたところにあるかと思えます。方法書の3-27ページの中央の薄い紅色の部分の花崗岩類のところには六厩鉱山があったようです。</p> <p>我々の事業を計画しているところと掘削する部分は、その隣のピンク色の花崗岩類で、発生する火成岩の形成された時期も少し違います、というようなことがございます。</p> <p>それと、3-19ページ、20ページに今の説明とは違う、今の説明はもう少し細かく見られるのですが、これを作った当時はまだ見られなかったものですから、大縮尺のものになりますけれども、地球科学図の中で、3-19ページの一番下の図の鉛の濃度、これの高い部分、赤くなっている部分、これが六厩鉱山の影響ではないかと思えます。それと、3-20ページにヒ素の濃度を示しておりますけれども、このヒ素の部分、赤くなっている台形のような部分も六厩鉱山の影響ではないかと思えます。</p> <p>それに対して、赤丸をそれぞれ示しています。3-19ページの鉛の部分や3-20ページのヒ素の部分に赤丸で示していますが、そこからは当該地は離れています。そうすると花崗岩の種類が違い、地球科学図では離れていることから、六厩鉱山で見られるような高濃度は多分ないだろうと考えております。(10/10見解)</p>			
土壌	神谷会長		○					<p>モニタリング井戸の機能について、岩盤層の透水性がどれくらいある程度の見込みがあって、このような配置で考えているということか。</p>	<p>はい。(9/19見解)</p>	<p>水利用への影響が懸念されるため、万が一の遮水シートの破損、洪水調整池及び浸出水処理施設の機能不全や容量不足、受入れを想定していない廃棄物の混入、その他想定されるリスクに対する水質・底質・地下水、土壌への影響を回避・低減する取組みについて十分に検討し、準備書において明らかにすること。(再掲)</p>	II-3(2)	個別事項
	神谷会長		○			1(4)	<p>遮水工がもし機能しなかった場合に、その次の手というのはあらかじめ考えていくというのは今回の問題ではないか。</p>	<p>【修正後の事業者見解】 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に則って維持管理を行います。(10/4見解)</p>				
	中村委員		○			1(4)	<p>遮水シート等が破損して、汚染されることもあるので、放流するものはやはりモニターした方が良いではないか。あるいは地下水を色々なところでもみる。</p>	<p>そのまま放流というのは雨水ですとか、浸出水に触れていないのでそのまま放流ということにしておりますが、先ほどのご意見にありましたが、遮水シートの、万が一の時の対策も実は検討しております、その辺りのことを再度詳しく検討していきたいと思っています。(9/19見解)</p>				

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	吉永委員		○				2(3)	想定以上の雨水による浸出水が出てきた時には処理できないのではないか、どう いう水処理施設のキャパシティの想定をされているのか。	水処理施設の地下には約2万トンの浸出水調整槽、要するに処分場から出てくる 浸出水を貯める水槽があります。その水槽の水を汲み上げて1日最大 600トンの 水の処理をして下流側に放流するという構造になっています。(9/19見解) 【修正後の事業者見解】 上記見解の追加として、浸出水処理施設の処理能力の検討は、事業計画書pNo.4- 15～29にかけて降雨量・浸出水調整規模と処理能力の検討をしています。この計 画には、最大年間降水量(2018年)3,528mm・最大月間降水量(2018年8月)835 mm・日最大降水量(2004年)290mm等を勘案して調整槽容量・日最大処理量を検 討しております。(10/4見解) <別添4>			
騒音	佐野委員				○			審議関連事項の「2地域特性」について、「(2) 山地、谷間地形であることによ る影響について」という項目と、「(5) 事業予定地近隣に別荘地が存在」とい う項目がある。 この地域は別荘地があるということで、恐らく自然環境が豊かな地域なのだろう と想像し、音風景的に価値がある地域ではないかと思っている。 通常、環境アセスで一般的に騒音を評価する場合は、環境基準値を満足してい るか、満足していないかという視点で目標値を設定されることがあるが、今回の場合 は、音風景的にも価値があるような地域で、別荘地もあるということなので、環 境基準の中には、現況非悪化という文言も入っているので、環境基準値だけでは なくて、環境基準の現況をなるべく悪化させないような配慮が必要である。(再 掲)	環境基準だけでなくということについては、今後、騒音の予測をした上で、どの 様な環境保全措置が可能なかということを考えて、極力実行可能な範囲で騒音 は抑えていきたいと現状考えています。(10/10見解)	対象事業実施区域及びその周辺の騒音に係る 環境の現況は、環境基準を下回ると予想され、 音風景的価値のある場所であるため、環境基準 の達成のみでなく、現況を十分に考慮のうえ、 調査、予測及び評価を適切に行うこと。 さらに、現況を可能な限り悪化させないよう に配慮した措置を十分に検討すること。	II-4(1)	個別事項
騒音	佐野委員				○			山地、谷間地形なので、騒音の予測評価をするにあたり、音源から受音点が見通 せる、見通せないという点で、かなり状況が違ってくるので、配慮が必要であ る。	まず地形を考慮した騒音の予測は実施していきたいと考えております。(10/10 見解)	山地、谷地形など、当地における地形等の特 徴や、音源から受音点の見通しの有無により影 響が変化することを踏まえ、適切な調査地点を 選定し、調査、予測及び評価を適切に行うこ と。	II-4(2)	個別事項
	佐野委員				○		現状非悪化ということで、騒音レベルにはあまり影響しないものの、エンジン音 など、特に供用後に自然とは違う音が聞こえてしまうということもある。全く聞 こえないようにするのは無理だが、できれば、なるべく気になるような時間帯は 避けていただきたい。	承知いたしました。(10/10見解)				
騒音	佐野委員				○			作業工程で廃棄物を積み上げてくので、なるべく音源が見えないように、認知側 から高く積み上げていくと、それによって環境負荷が減ることもあるので、その 辺りも配慮が必要である。	承知いたしました。(10/10見解)	廃棄物の埋め立て工程において、音源が受音 点から見えないように積み上げ方を工夫するな ど、周辺への騒音に係る影響を可能な限り低減 する環境保全措置を講じること。	II-4(3)	個別事項
振動	山口委員				○			しっかりとトラックの振動も周りには影響がないということを計画していただい ているということでしょうか。	もちろん最大限に配慮をいたします。(10/10見解)	対象事業実施に係る工事や車両の運行等によ る振動について、適切に調査、予測及び評価を 適切に行うこと。	II-5	個別事項
	神谷会長		○				1(3) 2(1)	斜面の安定問題に関して、凍上の問題もここで考慮しなければいけないのか。	【修正後の事業者見解】 埋立地等の斜面の安定性に影響する凍上等の問題は、現状では的確なアセス手法 が確立していないと解釈しており、条例アセスの事後調査において、凍上等の問 題について考慮し、今後どのように対応していくべきかについて委員の皆様とも 相談しながら検討させて頂ければと考えております。(10/4見解)	対象事業実施区域は積雪・寒冷地域であるこ とを踏まえ、積雪荷重や凍結・凍上による影響 も考慮したうえで、廃棄物の埋立地や、土捨て 場、覆土仮置き場等の斜面の安定性を確保する 計画について、準備書において明らかにするこ と。 また、積雪荷重や凍結・凍上による影響に対 して、改変した地盤(搬入道路など)の斜面の 安定性について調査、予測及び評価を適切に行 うこと。		
	神谷会長				○		1(3) 2(1)	斜面の安定問題、色々な構造物の安定問題の中に記載されているが、凍上を予測 されるのかということが分からなかったが、将来的に事後報告とか事業計画の段 階なのかかもしれないが、地盤の安定問題の中で凍上を考慮した問題として入れ ているのかどうかは気になっている。(再掲)	【修正後の事業者見解】 盛土の安定に関しては、凍上の基準が特に存在しておりませんが、今後、設置許 可の時点で専門家の意見を頂きながら検討いたします。但し、切土勾配に関して は北海道開発局の凍結融解を伴う切土勾配基準(北海道開発局道路設計要領)を 参考に検討しております。(10/30見解)			
	神谷会長				○		1(3) 2(1)	凍上対策は入れた方がよいと思う。色々な指針やマニュアルに従って対応するこ とは理解するが、地域にとってやるべきことをプラスアルファで考えなければい けないのではないかと思う。(再掲)				
	林委員				○		1(3) 2(1)	凍上・凍結について、今のところ事業者の方でどれくらいの深度まで凍結すると いう予測を立てているのか。あるいは実際のデータがあるのか。	【修正後の事業者見解】 凍結深度に関する県の基準を採用しています。(岐阜県県土整備部「道路設計要 領」)(10/30見解)			
	林委員				○		1(3) 2(1)	85センチメートルまで、凍結することに対して様々な施設は大丈夫か。 85センチメートルと説明されたが、それは実際にはいつの時点で調べた値か問題 があるが、実際もっと凍結することがあると思う。	【修正後の事業者見解】 凍結することについては、岐阜県県土整備部「道路設計要領」に、当該六蔵地区 は積雪寒冷地で凍結指数も定められており、凍結深さの算定法も確立されてお ります。これにしたがって算出し設定しております。(10/30見解)			

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
地盤	林委員						1(3) 2(1)	データを取ってないということでしょうか。これから取るということか。実際に測って見たら、もっと凍結してしまったということになると、また全部やり直しということになると思う。	アセスとしては調査しません。準備書の段階まではしません。実際に地盤を掘るなり何なりするという施工をするという段階で、いわゆる事後調査という、アセスの事後調査ということになるかもしれませんけれども、そういったときに必要であれば見ていくしかない、と思っています。それと85センチメートルと90センチメートルは、あれはいわゆるマニュアルと言いますか、指針の中での考え方だと思います。それで、この地域についてはそのぐらいで考えるのが妥当というふうなことになっているかと思っています。(10/10見解) 【修正後の事業者見解】アセスとしては調査せず、マニュアルにしたがって検討します。(岐阜県県土整備部「道路設計要領」)(10/30見解)		II-6(1)	個別事項
	林委員						1(3) 2(1)	極めて特殊性のある場所でマニュアルの値をそのまま使って、実際に工事をする段階で考えると、実際やってみたら、とんでもない値が出たときに、それだとかえって困るのではないかなと思う。	【修正後の事業者見解】凍結することについては、岐阜県県土整備部「道路設計要領」に、当該六所地区は積雪寒冷地で凍結指数も定められており、凍結深さの算定法も確立されております。これにしたがって算出し設定しております。(10/30見解)			
	林委員						1(3) 2(1)	マニュアルではプラスアルファ考えているから大丈夫と言われても「うーん」と思われるのが、一般的な考えではないか。そういう意味もあり、そういうデータを取られた方がよいのではないか	準備書までのアセス段階では考えていません。(10/10見解) 【修正後の事業者見解】アセスとしては調査せず、マニュアルにしたがって検討します。(岐阜県県土整備部「道路設計要領」)(10/30見解)			
	神谷会長						1(3) 2(1)	道路設計においても凍上予測していると思うが、それに基づき凍上対策を行うということもあると思う。凍結深度を改善させるとか、熱の伝わり方を変える土の入れ替えとか、そうした事は、できないということか。	【修正後の事業者見解】公的基準を作成する時点で熱の伝わり方など実験と実証をして決定されていると考えておりますので、公的基準に従うことに問題はないと考えております。(10/30見解)			
	神谷会長						1(3) 2(1)	凍上について予測はされるということか。	【修正後の事業者見解】凍上については、岐阜県県土整備部「道路設計要領」に従います。(10/30見解)			
地盤	林委員						1(4) 2(4)	A級活断層が何本も通っている中部地方でも大変危険な場所だが、数値計算では安全だとしているが、断層がないところでも動くため、それに対して検討はどうか。この辺りは横ずれセンスの断層なので、それで動いた場合はシートなどを含めて亀裂が生じる可能性は十分ある。	【修正後の事業者見解】活断層である牧ヶ洞断層は横ずれ断層であります。当該施設から1km以上の離隔があります。断層による影響、斜面崩壊に関しましては事業計画書pNo.5-168～218に記載していますが、その抜粋を別途添付します。活断層によるずれで遮水シートは破損しないと考え計画しています。近年の見解も含めて条例アセスの地盤の中で検討してまいります。(10/4見解) <別添10>	対象事業実施区域周辺はA級活断層が通り、地震リスクが相対的に高い地域であることから、活断層の分布状況や位置、想定される最大震度を可能な限り文献調査・現地調査等により把握したうえで、地震が発生した場合における影響と、それに対する対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。	II-6(2)	個別事項
	林委員		○				1(3) 2(4)	活断層の地帯であり、その影響を出来るだけ最大限考えて、どのような影響があり得るか検討すること。	十分検討したいと思います。(9/19見解)			
	林委員		○				1(3) 1(4) 2(3)	大雨があった場合に、どの地域に洪水、土石流等が発生しうるのか、それがこの施設に対してどのような形の影響を与えるか。				
	林委員							水平震度について、藤本・翠川(2006)の手法というのはどの論文か。	【修正後の事業者見解】損害保険料率算出機構：地震保険研究No.20「250mメッシュデータを用いた地震被害想定システムに関する研究」P54(平成21年(2009年)9月発行)に記載された式です。(10/30見解)			
	林委員							牧ヶ洞断層が動いたときに水平ずれで予測計算されているが、この断層自身が動くか、断層と離れたところでも垂直変異を起こすかどうか、これは予測できない。最大限可能性としては、例えばこの間の能登半島地震の規模は起こり得る。この翠川の論文以外にも防災研等で、断層の長さから震度分布図が書けるものがあるので、そのようなものでどの程度の震度が予測できるかということを示唆していただきたい。	ここで言っている設計水平震度というのは、気象庁震度とはまるっきり違う考え方のもので、0.25というのは最大で考えているものです。だから、気象庁震度で言えば、6弱以上、7の場合も想定されます。(10/10見解)			
地盤	林委員		○				1(3) 1(4) 2(3) 2(4)	この地域の下の方が土砂災害の危険地域に指定され、そこに埋立地が計画されているが、上流まで含めて土石流を生む沢で、決して安全ではない。大雨、地震の際、この施設、別荘地は大丈夫か。	【修正後の事業者見解】道路及び土捨て場等の法面安定に関する検討も、事業計画において実施しております。道路盛土斜面等は基本的に土留め構造物である補強土壁工法(ジオテキスタイル)等を採用し、盛土構造は、国土交通省の示す土工指針以上の緩斜面及び小段を用いて計画しております。事業計画書pNo.4構8-1～357に補強土壁検討計算をしており、その抜粋を別途添付します。(10/4見解) <別添11>	対象事業実施区域周辺に土砂災害特別警戒区域等(指定予定区域を含む。)が存在することから、土砂災害発生時における本事業及び本事業が周辺地域に及ぼす影響と、それに対する対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること	II-6(3)	個別事項
林委員		○				1(3) 1(4) 2(5)	山を切って斜面を露出させる、あるいは埋め立てて道を作るということになるが、道路が崩れて流れこんでいくということが起こった時に、埋立地、土捨て場や他のところに影響がないか。下の別荘地に流れこむ可能性が十分にあるため検討すること。					

分類	意見 提出者	事前 意見	審査会 1回	追加 意見	審査会 2回	追加 意見2	審議事 項関連 ※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し	
地盤	沢田専門 調査員		○				1(1) 1(3)	26年かけて、土捨て場、仮置き場を使い、埋立てしてやり取りしていく間の、どの時点でも必ず安定かどうかというところを、どうやって担保するということは難しいため、丁寧に計画して準備すること。	第一期工事、第二期工事、第三期工事と、三段階に分かれて造成し、埋立てし続けていくわけですが、その都度、最終処分場の安定計算は、まず空の状態での安定、それからゴミがある程度半分ぐらい入った時の安定、それから、全部積みあがった時の安定ということすべて、その度の廃棄物処分場としては、計算はさせていただきます。(9/19見解)		II-6(4)	個別事項	
	沢田専門 調査員		○				1(1) 1(3)	26年間の間に何か変わっていく部分が無いか等も含めて、順番に積み重なって移動してというところで、その都度、安定計算をやって安全が確保できるという工事を担保すること。 段階をできるだけ小刻みに取り組んでいただきたい。	廃棄物最終処分場の中のゴミ質、土質という言葉と比較するとゴミ質といっているのか、土質係数に近いものとしてゴミ質係数というのがあるわけですが、一般的に本で出されていますが、我々は少なくとも今までの20箇所、30箇所の処分場を作ってきて、埋め立てを行ってきた中で、土質試験というものでシー、ファイ、ガンマーというものは研究してきております。そういうものも採用させていただいて、計算をしているのが実態です。これは埋め立てが終わった時が終了ではなくて、埋め立てが終わって中が安定化する時までには、維持管理をしなければいけないというのは、廃掃法上での最終処分場です。(9/19見解) 【修正後の事業者見解】 当日の回答で一定のご理解を頂けたと考えますが、事業計画書の中にこれらを検討しております。 廃棄物の物性値に関しては、廃棄物処分場整備の計画・設計及び管理要領（全部清）の中に示されています。又、資源循環学会の論文集にも記述があり、それらを判断資料として計画を行っています。 安定性の検討は事業計画書pNo5-164～218、廃棄物の物性値に関してもこの項目で検討しています。その抜粋を別途添付します。(10/4見解) <別添12>				
地盤	林委員		○				2(3)	洪水の時の対応として、大きなタンクにたくわえ、それでもダメな場合、上部の埋め立ての所に水を貯める例があると説明されたが、それは斜面でも行われていることなのか。	上流側には斜面しかない様に、この縦断面図では見えませんが、現地盤よりも約7～8メートル深い位置まで掘削はされており、水がたまるポケットがあり、約2万㎡ぐらいの空間があります。その中とそれからゴミが溜まっていれば、なおかつゴミの中の空隙に貯まるという風になります。他の処分場でもそういうことは構造できているのかというと、これは構造図面を示しながらであればご理解できると思いますが、必ずゴミが、斜面上に露出しているという状況では埋め立てを行いません。必ず下流側には土堰堤があつて、必ずポケットの中にゴミが入っていますので、その中で水が溜まることのできるという構造になると思います。(9/19見解) 【修正後の事業者見解】 上記見解に追加として、事業計画書図面番号全7縦断面図にあるように、貯留えん堤H=5mのポケットに約20,000㎡の大きさがあり廃棄物が搬入された後に6,000㎡程度の内部貯留が行える。 又、更なる上段においても小段えん堤を設けることで廃棄物層が増えるたびに貯留能力は増すと考えています。 一方、埋め立てが進行するごとに覆土を掛け部分的にキャッピングシートを敷設し浸透水量の削減計画を立て処理水等の削減計画を行っています。(10/4見解) <別添6>		II-6(5)	個別事項	
地盤	神谷会長		○					色々な地盤パラメーターの扱いに関して、廃棄物に対してはどういうパラメーターを設定していくことが妥当であるか、根拠が明確なものを、我々に提供していただく必要がある。根拠、データの妥当性について、曖昧にせず、しっかりと見せていただきたい。	【修正後の事業者見解】 条例アセスの準備書の段階で提示させていただきます。(10/4見解)		II-6(6)	個別事項	
	神谷会長		○				1(3)	遮水シートは、地盤にとっては異種材料との境界なので問題になることがあるが、遮水シート等について構造的なところまで考慮せずに、通常の安定解析で評価する方針か。	いわゆる緑本と呼ばれている設計要領に沿った形で安定計算を実施しつつ、その安定計算の中では、遮水構造などの異種構造物については検討していません。(9/19見解)				
	神谷会長		○					1(3)	斜面安定の外力評価はどうなっているのか。 斜面の安定解析の外力は、何を与えているのか。				地震力です。(9/19見解)
	神谷会長		○					1(3)	地震だけで、揚圧は考えなくてもよいのか。				揚圧は考えません。(9/19見解)
	神谷会長		○						この場所も揚圧を考えなくてよいことが想定されるということか。				その辺りはこれから検討して、解析していきます。(9/19見解)

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
廃棄物	肥後委員			○				(1) 伐採計画について 方法書該当箇所：2.4.5造成計画 (2) 伐採面積 (2-38) 建設予定地にはブナ林、雑木林(ミズナラ等の広葉樹林)、植林地(カラマツ、スギ、ヒノキ)、そして針葉樹天然林が現存している。計画では約38haのこれらの森林が伐採されることになっている。森林伐採は温暖化、生物多様性の視点で重要な課題だと考える。植物、植生については広域で詳細な調査を計画されていることは理解しているが、建設予定地の森林についてさらに踏み込んだ検討が必要だと考える。 森林伐採に関する記述が希薄だと感じられるため、以下の点についてご検討ねがいたい。 2. 伐採した木材の処理はどのように計画しているのか。伐採、搬出、利用の具体的な方法について。	2. 方法書段階の現段階では、木チップ等にして処理する計画です。(10/4見解)	伐採した木材の処理の具体的な計画について、準備書において明らかにすること。 廃棄物として処理する場合は、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	II-7	個別事項
温室効果ガス	竹中委員	○						候補地は森林であるため、CO2吸収の場です。それを失うことによる岐阜県におけるカーボン収支の変化をどこで評価・補填するのか。	森林伐採の影響を含めた予測・評価といたします。その結果を考慮し、対応を検討いたします。(9/12見解)	対象事業実施区域内の森林伐採に伴う、二酸化炭素の吸収量の変化について調査、予測及び評価を適切に行うこと。 また、二酸化炭素の吸収量が減少した場合は、どのように補填するのか準備書において明らかにすること。	II-8(1)	個別事項
温室効果ガス	肥後委員			○				(1) 伐採計画について 方法書該当箇所：2.4.5造成計画 (2) 伐採面積 (2-38) 建設予定地にはブナ林、雑木林(ミズナラ等の広葉樹林)、植林地(カラマツ、スギ、ヒノキ)、そして針葉樹天然林が現存している。計画では約38haのこれらの森林が伐採されることになっている。森林伐採は温暖化、生物多様性の視点で重要な課題だと考える。植物、植生については広域で詳細な調査を計画されていることは理解しているが、建設予定地の森林についてさらに踏み込んだ検討が必要だと考える。 森林伐採に関する記述が希薄だと感じられるため、以下の点についてご検討ねがいたい。 1. 森林伐採で消失するバイオマスの質と量(樹種ごとの本数、材積など)についての調査の有無、また実施する場合の具体的な方法。	1. 森林伐採で消失するバイオマスの質と量(樹種ごとの本数、材積等)についての調査の有無、また実施する場合の具体的な方法として、植生調査の中で、群落毎にコードラット法(区画を設定して、その中の植生構造を把握する方法)により、植生の詳細を把握いたします。こうした通常のコードラット調査に加えて、コードラット内の樹木の種と本数を確認する毎木調査を行い、毎木調査結果と改変範囲から、森林伐採で消失するバイオマスの質と量を推定する事となります。(10/4見解)	森林伐採で消失するバイオマスの質と量(樹種ごとの本数、材積など)についての調査方法を具体化したうえで、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	II-8(2)	個別事項
地形・地質	林委員	○					2(4)	日本のシームレス地質図によると、東北東-西南西方向の牧ヶ洞活動セグメント(右横ずれ断層、0.7m/千年)が建設予定域を通り、周辺地域には、同方向の活断層がほぼ3Km幅で走っている。その他にも天正地震(1586)の際に、山体崩壊で埴雲城を埋めた北西-南西方向の三尾河活動セグメント(左横ずれ断層、0.5m/千年)があり、これらの地震対応についてどのように考え、どのような対策を取るのか。	調査項目「地盤」の中で検討し、準備書段階で、ご提示させていただきます。基本的には、ご指摘の活断層系の地震動について検討する予定です。(9/12見解)	対象事業実施区域周辺はA級活断層が通り、地震リスクが相対的に高い地域であることから、活断層の分布状況や位置、想定される最大震度を可能な限り文献調査・現地調査等により把握したうえで、地震が発生した場合における影響と、それに対する対策について十分に検討し、準備書において明らかにすること。(再掲)	II-9	個別事項
動物	浅野委員	○						調査手法(動物)において、夜間調査にはコウモリの生息確認調査の具体的な方法を記載されたい。	夜間調査にコウモリの生息確認調査は含んでおります。バットディテクターによる確認を想定しております。(9/12見解)	夜行性の動物の生息状況を的確に把握するため、生息確認の夜間調査の具体的な方法を明らかにするとともに、適切な時期に回数を増やすなどして調査、予測及び評価を適切に行うこと。	II-10(1)	個別事項
	伊藤(恭)委員	○						鳥類について夜間調査はICレコーダーを使用すると考えられるが、事前調査で上がっている貴重種は繁殖期がフクロウのように2月から始まる種があります。また、夜行性の傾向が強いミゾゴイのように日本に渡ってきて番を形成すると直ちに鳴かなくなる種類もあるので、回数を多くして綿密に調査する必要がある。	夜間調査においては、ICレコーダー使用して調査を実施いたします。ご指摘の内容に留意し、調査を進めるようにいたします。(9/12見解)			
動物	浅野委員			○				もし内部にいた動物が困ってしまった場合に、外部との遮断、行き来ができなくなるということが想定されるため、そのあたりの対策を考えたうえでフェンシングを想定しているか。	【修正後の事業者見解】 外周のフェンスの目的は、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に、埋立地内での事故防止のため、みだりに人の立ち入るのを防止すること、としていいます。したがって道路及び住宅地などの近傍では設置する必要がありますが、山林などで人の立ち入りが想定できない箇所においては設置する必要がないものと考えます。(10/4見解)	対象事業実施区域の外周に囲い(フェンス等)や側溝を設置する際は、周辺に生息する動物への影響が生じる可能性が想定されるため、生息状況を調査したうえで、必要な対策を検討し、準備書において明らかにすること。	II-10(2)	個別事項
	浅野委員			○				もっと広大な処分場でもフェンシングしていると思うので、どんな対策をされているのか、情報収集して考えること。	承知いたしました。(9/19見解)			
	伊藤(恭)委員	○						U字溝は小動物にとっては落ちたら脱出することができないトラップになるが、脱出対策は検討すべき。	ご指摘の内容に留意し、調査を進めます。その結果を考慮し、対応を検討いたします。(9/12見解)			

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
動物	伊藤(恭)委員	○						埋め立て終了後に緑化事業を行う予定ですが、現在と同様の植生までに復旧するには何年必要か。鳥類には樹洞を必ず必要とする種類があるが、繁殖に適した樹洞を有する樹木の確認されたい。オンドリ、ハリオアマツバメ、フクロウ類、アカショウビン、ブッポウソウ、カラ類には繁殖には老木は必須の環境要因である。	ご指摘の内容に留意し、調査を進めさせていただきます。また、植生の復旧にかかる年数は明言できませんが、現地調査の結果から緑化に適した樹種を選定するなど、将来的に植生が同様または類似した環境になるように留意いたします。(9/12見解)	対象事業実施区域及びその周辺に生息が想定される貴重な鳥類・哺乳類の中には、生息・繁殖の際に樹洞を有する樹木を必須とする種が存在するため、繁殖に適した樹洞を有する樹木を確認したうえで、動物の調査、予測及び評価を適切に行うこと。	Ⅱ-10(3)	個別事項
	伊藤(恭)委員					○	植物の状況 施工範囲内の樹洞を有する樹木について初回の意見書に記載したが、樹洞の大きさを問わず樹洞を有する樹木を伐採すると鳥類の他、ムササビ、モモンガ、ヤマネ、コウモリ類などの哺乳類は繁殖が不可能となる。また、繁殖以外に罅として利用している。植生を速やかに回復するよう対処するとしているが、六厩の環境に適した樹木が樹洞を有するまでは数十年の期間を有するが、この期間は鳥類・哺乳類の繁殖場所はどう補填するのか。	準備書での現地調査を通して樹洞を利用する鳥類、哺乳類の状況の把握につとめ、得られた結果をもとに、樹洞を利用する鳥類、哺乳類への影響について予測評価します。その結果、保全対策が必要な場合には準備書において必要な対策を検討します。(10/30見解)				
動物	伊藤(恭)委員	○						書類調査上にある鳥類について個体数が少ない等により特に注目する種類は次のとおり。 ヤマドリ、ミゾゴイ、ハリオアマツバメ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、イヌワシ、クマタカ、コノハズク、フクロウ、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、ブッポウソウ、アカモズ、ノジコ	ご指摘の内容に留意し、調査を進めるよう検討いたします。(9/12見解)	対象事業実施区域及びその周辺に生息が想定される希少な鳥類のうち、ヤマドリ、ミゾゴイ、ハリオアマツバメ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、イヌワシ、クマタカ、コノハズク、フクロウ、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、ブッポウソウ、アカモズ、ノジコについては、個体数が少ないことから、特に注目する種であることを踏まえ、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	Ⅱ-10(4)	個別事項
	伊藤(恭)委員					○	クマタカ、ミゾゴイ、ブッポウソウ等の希少な鳥類が調査で確認された場合の対応の方法について確認したい。	環境省で出している個々の手引きがございますので、調査もクマカについてはそれに沿って調査を実施いたします。仮にクマタカが生息してご指摘のように繁殖しているということになれば、手引きに沿って調査結果を解析して、必要があれば保全対策を考えるというふうになります。ミゾゴイについても具体的な調査の手法が環境省から出されておりますので、それに沿って調査を進めます。ブッポウソウについては具体的な指針というものが私どもは把握していないので、もしいた場合には他の事例を参考に必要な対策を考えることになるのではないかと思います。(9/19見解)				
動物	伊藤(恭)委員						○	6. 10-1(1)(2)調査の方法 鳥類のラインセンサス法に当たっては稀少鳥類が生息する可能性があり、登山道等の人が通常使用する通路以外に溪流等の水辺環境を含めてコースを設定することが必要と考える。想定するコースの調査期間ごとの環境写真を提示されたい。猛禽類の定点観察に当たっては見通しや風向、地形を考えて設定すると考えるが、調査地点からの環境写真を提示されたい。 夜間調査は2回(春、夏季)でフクロウ類と考えるが、フクロウは繁殖期が3月初旬、コノハズクは4月からであり、ミゾゴイは5月に渡来して短期間しか鳴かないので調査回数を増やすことが望ましい。	ラインセンサス法のルートについて、踏査を行っておりますが、調査期間ごとの写真は撮影しておりません。準備書の現地調査を実施していく中で撮影し、準備書の中で提示いたします。猛禽類の定点観察地点について、踏査を行っておりますが、環境写真は撮影しておりません。準備書の現地調査を実施していく中で撮影し、準備書の中で提示いたします。夜間調査の回数をご指摘の通り、調査時期について回数を増やすことを検討いたします。(10/30見解)	対象事業実施区域及びその周辺においての生息が想定される希少な鳥類の調査(ラインセンサス法)の実施に当たっては、登山道等の人が通常使用する通路以外に溪流等の水辺環境を含めてコースを設定するなど、適切な調査ルートを選定し、調査、予測及び評価を適切に行うこと。 また、調査ルートからの写真等により調査状況を準備書において明らかにすること。	Ⅱ-10(5)	個別事項
動物	伊藤(恭)委員						○	6. 10-1(1)(2)調査期間 クマタカの繁殖は11月から求愛・造巣を行い、3月頃から産卵・育雛を始める。巣立ちが8月頃であるが、親のテリトリー内で翌年まで親の援助を受けながら単独生活の準備を行う。このようにクマタカは1営巣期として晩秋から2年にわたる繁殖期間を有するが、繁殖が途中で失敗した場合には1年近いブランクが生じることもある。クマタカは2コの卵を産卵するが、雛から巣立ちできるのは1羽のみであり繁殖の効率が非常に低いうえ、毎回成功するとは限らない。施工範囲及びその周辺で生息が確認された場合には繁殖に失敗した場合を否繁殖と誤認しないために、2営巣期以上の調査期間を設定することを望む。 調査に当たっても繁殖に影響を与えないよう最新の注意で行わなければならない。	1営巣期の調査を実施する中で、事業予定地の近くで営巣している兆候などが得られれば、必要に応じて2営巣期目の調査を実施いたします。調査は猛禽類の繁殖に影響を与えないように細心の注意を払って行います。(10/30見解)	鳥類(猛禽類)の調査については、調査期間を2営巣期以上とし、定点観察に当たっては見通しや風向、地形を考えて適切な調査地点を選定し、調査、予測及び評価を適切に行うこと。 また、調査地点からの写真等により調査状況を準備書において明らかにすること。	Ⅱ-10(6)	個別事項
	高井委員					○	猛禽類のところで設置ステーションの1、2、3、4というのは見通しのいいところを設定したということか。	おっしゃる通りで見やすいところを選んでおります。(10/10見解)				
動物	小椋委員	○						魚類に関しては調査当日の季節や水量によって採集種類や個体数が変化する。水量が多い時での調査いただきたい。もし、産卵場所があればその時期の調査が必要である。	指摘のとおり、過年度の河川水質調査結果の流量を基に、調査時期を設定するよういたします。(9/12見解)	魚類の調査においては、調査時の季節や水量によって採集種類や個体数が変化するため、水量が多い時期に調査することとし、また、産卵場所が確認された場合には、産卵時期においても調査を実施するなど、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	Ⅱ-10(7)	個別事項

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
動物	高井委員	○						六厩地区はよく知られたギフチョウの生息地であり、特に湿地には県内では極めて危機的な状況にあるゴマシジミが生息する可能性もある。これらの出現時期は短期間なので、環境影響評価に関わる調査においては、出現時期を外さず十分な調査をしていただきたい。昆虫の調査時期としては、これらの時期を含む春、初夏、夏を必ず含めていただきたい。	昆虫類の調査は早春季、春季、初夏季、夏季、秋季に実施いたします。上記に加えてギフチョウの調査を5月初旬～中旬頃、ゴマシジミの調査を8月中旬頃を実施いたします。(9/12見解)	対象事業実施区域及びその周辺に生息が想定される希少種のギフチョウやゴマシジミについては、出現時期は短期間であることを考慮し、調査時期として春、初夏、夏は必ず含めるなどの確に生息が確認できる時期に十分な調査を行うなど、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	II-10(8)	個別事項
動物	高井委員		○					昆虫の調査範囲は、建設する場所のみか、荘川町全域を調査の対象にするのか今後調査される範囲は。処理場を作る範囲に限るのか、ある程度その周辺も調査するのか。	【修正後の事業者】 方法書p6-38に示しております。猛禽類については、「猛禽類保護の進め方」(平成24年12月、環境省)、その他の項目については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(1999年11月、面整備事業環境影響評価研究会)に従って調査範囲を設定しております。(10/4見解) <別添13>	生息・生育の可能性のある希少種の生態・生育環境を踏まえて、調査時期、場所及びトラップの設置地点を選定するなど、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	II-10(9)	個別事項
	高井委員		○				昆虫は、小さくあまり遠くまで移動はできないため、影響がどの辺まで広がるのか。南側の沢辺りは希少種が多い場所であり、何か影響が出ていないか調べてほしい。	【修正後の事業者】 昆虫類につきましては、ご指摘のとおり移動範囲が小さく遠くまで移動しないことが想定されることから、尾根を越えて南側斜面への影響は小さいと判断しておりますが、尾根の南側についても調査範囲に一部含まれているため、任意踏査を実施するように致します。(10/4見解)				
	高井委員				○		方法書の6-38、6-39ページで調査する場所とトラップの設置地点はどういう基準で選ばれているのか	地点の設定については、地域の概況のところ植生図を調べてありますので、その植生図をもとに調査地域と事業予定地と周辺のその代表する環境の中から選んで設定しているという形になります。(10/10見解)				
植物	肥後委員			○				(2) 緑化計画について方法書該当箇所：2.4.12緑化計画(2-62～2-63) ■計画の具体的な内容について 以下の点について、より具体的な説明願いたい。 1. 自然林とは、どのような状態の林分を想定しているのか。 2. なぜ、自然林を再生させるのにコナラ、ヤマハノキ、ヤシヤブシ、ヤマハギを使用するのか 3. 草本を播種した区域の森林化はどうか、半永久的に草地のままなのか。 4. 草本5種はどのように選択するのか。 ■「(ウ)管理方法」について 具体的な管理方法が述べられていないと思う。 例えば、1. 定期的なモニタリングの実施について(頻度と内容)、2. モニタリング結果に基づく追加の植栽や播種の実施、3. 植栽、播種後の管理について(除草、除伐、間伐など)について示すべきだと考える。 ※次の「■計画の趣旨について」とも関連する。 ■計画の趣旨について 長期的な経済的効果を考えると、自然林ではなく人工林として整備した方が良くも考えられる(伐採区域にはスギ、ヒノキ、カラマツの人工林も含まれます)。また、針葉樹(ヒノキやスギ)と広葉樹の混交林として整備することで、木材生産と生物の多様性保全を両立させることが可能な森林にすることも可能ではないでしょうか。 人口減少がさらに進行し、少子高齢化と経済活動の低下が予想される本地域で、地域活性化のためにも木材生産を持続することは社会基盤の安定化という意味で一定の重要性がある。その場合、森林(人工林)の造成、維持管理、木材生産を地元企業(森林組合など)に委託するのも一つの選択肢になると考えられる。	■計画の具体的な内容：条例アセスの中で植生調査の結果を踏まえて、準備書の段階で必要に応じて見直した計画を提示します。 ■管理方法について：条例アセスの準備書で、必要に応じて見直した計画を提示します。 ■計画の趣旨：ご意見を考慮して、準備書の中において検討します。(10/4見解)	当該地域の地質特性等、現況調査結果を踏まえ、緑化計画を十分に検討し、森林の造成、維持管理の具体的な方法、植生回復のプロセス等を準備書において明らかにすること。	11	個別事項
	竹中委員				○		花崗岩質であれば真砂土なので、本当に貧栄養の乾燥した土壌が表面に出てくるのがイメージでき、やはりコナラ等の植林は無理だと思う。やはり乾燥した裸地に入って来られる、まずアカマツなど、そういう色々な文献等から、もう少ししっかり植生が変わって行って、自然の植生になっていくプロセスというのを踏まえた計画を立てていただきたい。	【修正後の事業者見解】 準備書の中で検討します。(10/30見解)				
	林委員			○				数種類の植物の種子を植えて、資源の回復をするが本当にそれが可能か。ここは大変貴重な森林地域なので、戻するのに100年、200年かかるところ、そこまで面倒みられるのか。	樹木については、埋立てが終わった後は約20年近く期間があり、40数年間の管理、我々が埋め立て、維持管理も含めてやっていくわけですが、その事業が当然終わるわけですが、そこはそれで終わったということではなくて、まだこれからの話ではありますが、他の委員がおっしゃっていたように、人との触れ合いの場ということで、色々なこともこれから検討できるのではないだろうかと思っています。(9/19見解)			

分類	意見提出者	事前意見	審査会1回	追加意見	審査会2回	追加意見2	審議事項関連※	意見等	事業者見解	審査会意見案	意見番号	見出し
	奥村委員		○				2(1)	雪深いところで産廃処理施設という事例があるのか。その後緑化はどうなったのか、その緑化に時間がかかるとか、中和が出来なくなった時には、鉍物のイオンが流れ出てくるので、そういうこともどこまで長いスパンで想定しているのか。	日本に管理型最終処分場は環境省のデータによると615箇所あります。東北にもありますし、私達も見学に行ってきましたし、当然、北海道にもあります。積雪時の維持管理につきましても、維持管理計画書の中でお示しさせていただいております。積雪の最終処分という意味での対応については多分、問題なくやれると示しています。(9/19見解) 【修正後の事業者】 審査会当日の説明のとおりですが、積雪寒冷地の植生としましては、既存種の植生及び耐寒性に優れ早期緑化が可能な草種を選定して、植生緑化を施す旨を条例アセスの中で検討し、計画します。(10/4見解)			
触れ合い活動の場	井上委員	○					2(5) 2(6)	出来得る限りに水や大気を浄化し、排出、排水してほしい。環境の数値や安全性が目に見えるようなデータの可視化等が必要ではないか。 排水を生かしたビオトープを作り、そこで生き物(イワナ等)を育てることも可視化になると考えます。	【修正後の事業者見解】 ビオトープの設置については、条例アセスの中で検討し、準備書の段階でその結果を提示させていただきます。(10/4見解)	本事業による環境保全措置の状況や安全性を地域住民にリアルタイムにわかりやすく伝えられるよう、例えばビオトープの設置やデータの公表等による可視化の検討を行うとともに、交流や憩いの場といった人と自然の触れ合い活動の場の形成に努めること。	II-12(1)	個別事項
	井上委員	○					2(5)	住民の方々に活用してもらい、交流できたり、くつろげるような場(施設や自然公園)も考えてほしい。それが人と自然の触れ合い活動の場につながるのではないかと。	【修正後の事業者見解】 跡地利用とも関係しますので、今後、地域住民とも協議させていただきたいと考えています。 なお、管理棟を環境学習の場にするなどのことも考えられると思っています。(10/4見解)			
触れ合い活動の場	廣岡委員				○			川そのものを使う状況、具体的に言うと、川で遊ぶ人とか、釣りをする人とかいるのではないと思うが、そういうことに関する調査はされないか。	ふれあい活動の中で調査をいたします。(10/10見解)	対象事業実施区域周辺の河川の利用状況(年間を通した利用の目的、時期、利用者の年代等)をできる限り詳細に調査し、予測及び評価を適切に行うこと。	II-12(2)	個別事項
	廣岡委員				○		現在、どういふふう川に使われているかという調査という意味ですか。项目的にはどういふことをされますか。 どれぐらいの年代の人たち、子供とかを想定しているが、割と頻繁に、夏場とかたくさん遊ぶとかそういう状況等について、年代と人数、頻度等と思うが、それによって恐らく飲み水とはまた別の問題で水質とか結構重要になってくると思う。	現地踏査およびヒアリングをして、利用者数ですとか、属性、利用内容について調査をするということにしております。(10/10見解)				
	廣岡委員				○			年間通した大体の状況が把握できるということか。	はい。(10/10見解)			
文化財	虫賀委員	○						今後、事業を進める中で土器等の遺物が発見された場合は高山市の文化財担当部局にご連絡いただきたい。	ご指摘のとおり、高山市の文化財担当部局に確認しながら進めるようにいたします。(9/12見解)	対象事業実施区域内から新たに埋蔵文化財が発見された際は、高山市に連絡し、協議を行うこと。	II-13	個別事項
景観	竹中委員	○					2(5)	「景観」への影響が懸念される。特に別荘地である「ケベックの森」の別荘所有者がどう考えるかは、ケベックの森からの景観だけでなく、道中からの景色、所有している別荘の価値への影響まで含めて調査すべきではないか。	「ケベックの森」への主要なアクセス道路である国道158号からの眺望変化についても予測・評価することとしております。眺望景観の変化による別荘の価値への影響については定量的な手法が確立されていないため困難だと考えますが、別荘の利用状況の変化については、環境項目「触れ合い活動の場」の中で定性的に予測・評価いたします。(9/12見解)	対象事業実施区域の周辺には自然的・文化的な景観資源が多数存在し、特に隣接する別荘地に対して影響を及ぼすことが想定されるため、地域へのヒアリング等により優れた景観(眺望)を有する地点に関して情報を収集したうえで、調査、予測及び評価を適切に行うこと。	II-13(1)	個別事項
	山口委員				○	2(5)	松ノ木峠パーキングエリアについては「日本でいちばん空に近いPA」とあり、ドライブ途中の癒しの場所となっており、訪れる方が多数いる。 景観の調査手法について、方法書6-47ページにおいて調査地点と選定されているため、確実な調査を履行いただきたい。	ご指摘のとおり、確実な調査を実施いたします。(10/30見解)				
	井上委員	○						外観も植物の緑が目立たなく出来ればよい。	【修正後の事業者見解】 環境項目「景観」の中で検討し、準備書で示させていただきます。(10/4見解)			
景観	山口委員		○				1(1)	景観のところでは何箇所か挙げている箇所においてはCGを出してください。30年後はどうかという予想のCGを出していただけたらありがたいです。	【修正後の事業者見解】 環境影響調査・分析・評価を実施していないので、現段階でお示しはできませんが、準備書作成の段階でCG作成できるものと考えています。(10/4見解)	本事業は長期的な事業活動であることから、景観の調査、予測及び評価を適切に行い、準備書においてコンピュータグラフィックスを用いて事業の進捗・時間経過に伴う景観の変化をできる限り詳細に示すこと。	II-13(2)	個別事項
景観	山口委員				○		2(5)	ここは緑が多くて、別荘地もあるとても景観の良い場所である。錆びたガタガタなトラックで運ぶといった、その様な景観のことも、工事中、施設の稼働中に想定されているか。	質問の件については、アセスの中では考えていません。ただし事業計画の中では、1日15台程度のトラックが通ることを想定しています。周辺地域を元々通行しているトラックもありますので、皆様が心配されるほど、トラックが一気に増えて、列を成してやって来たという事態にはならないと考えています。(10/10見解)	事業実施に係る運行車両についても、周辺地域の景観への調和について十分に配慮を行うこと。	II-13(3)	個別事項